

第3章 世界をリードする循環システムの構築



基本施策 1 3Rプラスの推進と資源効率性向上

多湿であり、国土が狭隘な我が国において、ごみの衛生的処理からスタートした廃棄物行政は、不法投棄や不適正処理、最終処分場のひっ迫に対応するため、次第にごみの減量化やリサイクル、いわゆる3R（リデュース・リユース・リサイクル）や熱回収・適正処理にシフトしていきました。国においては、資源生産性・循環利用率・最終処分量の三大指標を設け、循環型社会の形成を進めています。

本市においても、日本初のエコタウンの設置をはじめとして、全国に先駆け一般廃棄物の有料化や分別の徹底等を通じて、産業界及び市民生活における3Rの推進を進め、その結果、一般廃棄物の減量化やリサイクル率の向上が図られてきました。

一方で、一般廃棄物のリサイクル率は近年横ばい傾向にあり、事業系の一般廃棄物は増加傾向にあります。全国的に見ても本市の産業廃棄物のリサイクル率は高い水準とは言えず、また、最終処分率は高くなっている状況です。

また、廃棄物・リサイクル政策も、これまでの出口（廃棄）段階での適正処理・リサイクルという限られた領域から、拡大生産者責任(EPR)や環境配慮設計(DfE)といった観点から、モノのライフサイクル全体(採掘・製造・運搬・販売・消費・使用・廃棄・再生)に着目し、各段階で様々な環境負荷を生ずる資源の利用について、その使用を抑制し、あるいはその過程で環境負荷を可能な限り生じさせないことによって、資源採掘や最終処分に伴う自然破壊、CO₂や有害物質の自然界への放出といった環境負荷を低減することが求められています。

加えて、地球規模で人口増加や経済成長が進み、今後、資源がひっ迫していくことが懸念されます。そのため、資源の持続的利用や持続的な経済社会活動の確保という観点からも、資源の効率的利用が強く求められています。さらに、パリ協定に基づく炭素排出量の制限を踏まえると、中長期的に、化石燃料をはじめとして、埋蔵資源が存在する場合であっても、CO₂や他の環境負荷の観点から、その使用が制限される可能性も想定されます。

こうした状況を踏まえ、これまでの廃棄物・リサイクル政策の経験に加え、「ものづくりのまち」として発展してきた本市の技術や人財等を活かし、本市の廃棄物政策をモノのライフサイクル全体へと拡大する必要があります。そのためには、リデュース・リユース・リサイクルの3Rに加えて、リニューアブル(有機性の資源などの再生可能資源の利用)・リペア(修理)・リビルド・リマニュファクチャリング(再製造)などの様々な「RE」を、資源効率性(RE)を向上させる3Rプラスとして推進します。

これらの取組によって、我が国の政令指定都市の中で、一般廃棄物のリサイクル率のトップを目指します。

また、このような資源効率性の向上は、パリ協定に基づく気候変動目標を効率良く達成するために不可欠であり、G7での北九州イニシアティブにおいても、エネルギー効率と資源効率の強い相互関係性と同時に改善することの重要性が強調されています。また、有機系資源をはじめとする再生可能資源の利用を進めることは、資源効率性の向上に資するのみならず、適度な間伐や里地里山の保全に繋がり、生物多様性にも貢献します。加えて、食品ロスの削減などのためのサプライチェーンの効率化や有機系の循環資源の有効利用は、持続可能な農業などに貢献するなど、SDGsに掲げた様々なゴールの達成に貢献します。

1. ごみの減量化・資源化の取組

(1) 北九州市循環型社会形成推進基本計画の策定

持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組に、「低炭素」、「自然共生」の取組を加え、先駆的な廃棄物行

政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を平成23年に策定し、平成28年には、経済社会状況の動向や廃棄物量の変化等に対応するため、計画の中間見直しを実施しました。この見直しでは、増加傾向にある事業系ごみ対策、ごみ処理施設の今後のあり方、ごみ処理の広

域連携、食品ロス対策など新たな課題への方針を打ち出しました。

(2) これまでの具体的施策の実施

「北九州市一般廃棄物処理基本計画（平成13～22年度）」及び「北九州市循環型社会形成推進基本計画（平成23～令和2年度）」に基づき、次の事業を実施してきました。

ア. 事業系ごみ対策の強化について

市が処理する一般廃棄物約51万4千トン（平成15年度）に対し、約25万トン（49%）を事業系ごみが占め、市の焼却工場への自己搬入ごみが、平成5年度の約12万1千トンから平成15年度の約19万7千トンへ1.5倍以上に増加しました。

このような状況の中で、平成16年10月から事業系ごみについて以下の対策を実施しました。

○目的

- ・排出事業者の自己処理責任の徹底
- ・事業系ごみの減量化・資源化の推進
- ・ごみ処理経費の削減

○実施内容

- ・事業系ごみの市収集の原則廃止
- ・自己搬入ごみの処理手数料の改定（700円/100kg⇒100円/10kg）
- ・リサイクル可能な古紙、廃木材の市施設への受け入れ廃止
- ・かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

イ. 「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に定める減量化・資源化計画書策定事業者の拡大（平成19年4月）

条例では、事業者の責務として廃棄物の減量、発生抑制、適正包装の推進が掲げられており、一定の延べ床面積以上の大規模事業者や、一定排出量以上の大量排出事業者には、「廃棄物管理責任者の選任」や「再使用又は再利用に関する計画書の提出」などが義務付けられています。

平成16年10月の事業系ごみ対策後、一定の減量効果はあったものの、自己搬入ごみが増加傾向をしめしつつあったこと（54ページ【本市のごみ量の推移】参照）、家庭ごみ見直しにおいて、市民から事業者への対策を求める声が多数出たことなどから、事業者のごみ排出抑制などの指導強化を図るため、上記大規模事業者対象の基準を延べ床面積3,000m²以上に加え、店舗面積500m²以上の小売店も対象とし、計画書策定事業者の拡大を図りました。

これによって、「再使用又は再利用に関する計画書の提出」などが義務づけられる大規模事業者の対象が、改定前の大型百貨店、大型総合スーパーに加えて、新たに中型スーパー、ホームセンター、家電量販店、車両部品店、紳士服販売店、大型ドラッグストア、ディスカウントストアなどに拡大されました。

ウ. 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

(ア)概要

家庭系ごみの減量化・資源化に向け、平成5年以降、ごみ処理の基本理念を「処理重視型」から「リサイクル型」へ転換し、分別対象を順次拡充してきました。

その後、地球全体の資源・エネルギーが限りあるものであることを踏まえ、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）のいわゆる「3R」を基本とする「循環型」、さらに低炭素・自然共生との統合的取組みによる「持続可能な循環型」へと基本理念を発展させ、大量生産、大量消費、大量リサイクルからの脱却と、資源化物を含むごみの総排出量を抑制する取組を進めています。

(イ)家庭系ごみを取り巻く状況と本市の取組内容

（●：本市、○：国など）

平成4年

- 生ごみコンポスト化容器助成制度の開始 [6月]

平成5年

- かんびん分別収集の開始 [7月]

平成6年

- 粗大ごみ有料戸別収集の開始 [4月]
- 古紙集団資源回収奨励金制度の開始 [5月]

平成9年

- 容器包装リサイクル法の一部施行 [4月]
- 古紙回収用保管庫貸与制度の創設 [4月]
- ペットボトル分別収集の開始 [11月]

平成10年

- 政令市で初めて、家庭ごみの有料指定袋制導入 [7月] ごみ量が約6%（約2万トン）減少し、一定の効果を持続

平成12年

- 容器包装リサイクル法の完全施行 [4月]
- 電気式生ごみ処理機購入助成制度の開始 [6月]
- 紙パック・白トレイ拠点回収の開始 [7月]

平成13年

- 「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定 [2月] ごみ処理の基本理念を「循環型」とすることを明記
- 家電リサイクル法の施行 [4月]

平成14年

- 蛍光管・色トレイ拠点回収の開始 [7月]

平成15年

- 国が定めた「循環型社会形成推進基本計画」で、国民1人1日あたりごみ20%減量の目標が掲げられる [3月]
- 「北九州市ごみ処理のあり方検討委員会」から、家庭ごみ処理手数料の見直しとプラスチック製容器包装の分別が必要との提言を受ける [7月]

**平成 16 年**

- 集団資源回収の充実・拡充の先行実施 [7 月]

平成 17 年

- 中央環境審議会の意見具申において、一般廃棄物処理の有料化推進と減量効果が得られるような料金設定の必要性が出される [2 月]
- 国が定めた「廃棄物処理法に定める基本方針」に、一般廃棄物処理の有料化推進が明記される [5 月]

平成 18 年

- 「家庭ごみ収集制度の見直し」実施。家庭ごみ手数料の改定、資源化物有料指定袋制の導入、プラスチック製容器包装分別収集の開始、小物金属拠点回収の開始 [7 月]
- 全市共通ノーレジ袋ポイント事業開始 [12 月]

平成 19 年

- PFI 方式により施設整備を進めていた「北九州市プラスチック資源化センター」が稼働 [4 月]
- 国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されたことを受け、環境省が「一般廃棄物有料化の手引き」を策定 [6 月]

平成 21 年

- 家電リサイクル法の対象商品目に「液晶式・プラズマ式テレビ」「衣類乾燥機」が追加 [4 月]

平成 23 年

- 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定 [8 月]

平成 25 年

- 小型家電リサイクル法の施行 [4 月]
- 小型家電の分別リサイクル事業の開始 [8 月]

平成 26 年

- 古着の分別リサイクル事業の開始 [5 月]
- ふれあい収集の開始 [7 月]

平成 28 年

- 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の改定 [8 月]
- 環境省モデル事業による水銀体温計等（水銀体温計、水銀血圧計及び水銀温度計をいう。以下同じ。）の回収事業の実施 [11 月 -12 月]

平成 29 年

- 水銀体温計等の拠点回収の開始 [1 月]
- 環境省実証事業によるプラスチック一括回収・リサイクル事業の実施 [11 月]

平成 30 年

- 「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し [3 月]、協定参加 7 事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布を中止（有料化） [6 月]

令和元年

- プラスチック資源循環戦略の策定 [5 月]

- 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行 [10 月]

(ウ) 今後の対応について

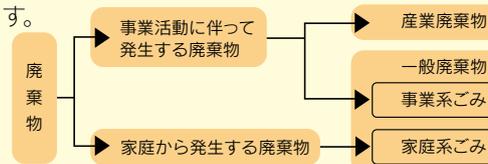
家庭ごみの中には、いまだに分別されずに捨てられる古紙やかんびん、プラスチック製容器包装などの資源化物が少なくありません。

古紙回収の取組を進めるほか、分別方法やリサイクルの効果などを市民にわかりやすく呼びかけるなど啓発・PR を引き続き行い、一層のごみ減量・リサイクルを推進することで、清潔で快適な生活環境の維持・向上と、循環型社会の形成に向け取り組みます。

廃棄物の区分

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた 20 種類の廃棄物を産業廃棄物とし、それ以外の廃棄物を一般廃棄物と区分しています。「事業系ごみ」とは、一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じた廃棄物を指し、「事業系一般廃棄物」ということもあります。

家庭から発生する廃棄物も一般廃棄物ですが、北九州市では「家庭系ごみ」と呼び「事業系ごみ」と区別しています。

**エ. グリーン購入の推進**

グリーン購入とは、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。

「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成 13 年 4 月施行）により、国の機関はグリーン購入が義務付けられていますが、自治体は努力義務にとどまっています。

循環型社会のモデル都市を目指す本市は、率先して市役所内でのグリーン購入に取り組むため、平成 13 年 10 月に「北九州市環境物品等の調達の推進に関する基本方針（北九州市グリーン購入基本方針）」を策定・実行しています。全部局の積極的な取組のもと、例年おおむね 100% の達成率で推移しています。

なお、九州の自治体及び事業者等で構成する「九州グリーン購入ネットワーク」等の活動を通じて、市民へのグリーン購入の普及促進、環境に優しい商品やサービスを提供する事業者の活動の促進を図っていきます。

2. 古着の分別・リサイクル事業**(1) 事業の概要**

北九州市では、古着の分別・リサイクル事業を、平成26年5月に開始しました。

現在、区役所等の公共施設のほか、クリーニング店や大手小売事業者の協力を得て、市内約120カ所で回収しています。

回収された古着は、市内企業が再生繊維にリサイクルし、自動車内装材として、北部九州の主要自動車メーカーに供給される他、一部は国内外でリユースされます。



(2) 事業の特徴

これまで焼却されていた古着を、北九州市を中核とした近隣地域圏内で有用資源として利用する地域循環圏を確立することにより、環境負荷を低減するごみ減量・資源化を目指しています。

環境産業と自動車産業が集積する地域の特性を活かし、自動車内装材として高い付加価値と確実な需要先を確保したりリサイクルを実現し、地域のグリーン成長を図ります。

民間・行政の連携により、回収からリサイクル製品の利用まで一貫した古着リサイクルシステムを構築したのは全国初であり、事業参加者の一体的な取組を目的に、「北部九州・古着地域循環推進協議会」を設立し、事業を推進しています。

(3) 古着の処理実績と今後の取組

現在、近隣自治体や市外クリーニング店だけでなく事業所の制服リサイクルなど事業参加体制が広がっています。

令和元年度は、市内外で約778トンの古着が回収され、自動車内装材原料となったほか、一部は衣服として国内外でリユースされました。

今後も、地域団体による古着の回収促進を図り、事業のシステム確立を目指します。

3. 食べものの「残しま宣言」運動の推進

(1) 食品ロスの現状

我が国では、本来食べられるのにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスが612万トン発生していると推計されています（平成29年度推計：農林水産省、環境省）。

このような状況を踏まえ、本市では、食品ロス削減に向けて、市民及び飲食店等の事業者の皆様が取り組むことができる「残しま宣言」運動を、平成27年度から実施しています。

(2) 概要

ア. 残しま宣言

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、周知を図っています。

■取組内容（残しま宣言）

- 外食時の取組み
 - ・ 食べ切ることができる量を注文します！
 - ・ 宴会時に食べ切りを声かけします！
 - ・ グループ間で料理をシェアします！
 - ・ 食事を楽しむ時間をつくります！
(開始後30分、終了前10分など)
 - ・ 注文した料理は食べ切ります！
- 家庭での取組み
 - ・ 必要以上に買いすぎません！
 - ・ 買った食材は使い切ります！
 - ・ 作った料理は食べ切ります！
 - ・ 生ごみを捨てる時は水を切ります！
 - ・ 賞味期限と消費期限の違いを理解します！

イ. 残しま宣言応援店

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。

(令和元年度末 260店登録)



このステッカーが目印です

(3) これまでの取組

食品ロス削減に向けた取組みやその必要性を知っていただくため、テレビ・ラジオや広報紙等で周知を図ってきました。

令和元年度には、宴会シーズンに向け、食品ロス削減を呼びかける街頭啓発や、スーパー店舗における消費・賞味期限切れで廃棄される食品の削減のため、割引シールを集めて送るとエコグッズが当たる「期限切れ食品」削減キャンペーンを行いました。

(4) 今後の取組

食品ロス削減は、循環型社会形成に向けて、重要な課題です。

今後も、市民、事業者の皆様に食品ロス削減の重要性を知っていただき、食品ロス削減が市民運動として盛り上がるよう、「残しま宣言」運動を推進していきます。

4. ごみ処理の現況

(1) 概況

ごみ処理事業は、処理計画に従って、生ごみや紙くずなどの家庭ごみ、資源化物（かん・びん・ペットボトル・紙パック・トレイ・蛍光灯・水銀体温計等・プラスチック製容器包装・小物金属・小型家電）、粗大ごみの計画収集及び不法投棄物、側溝清掃のごみ、刈草などの随時収集、生活環境の保全とまち美化の目的で実施する道路・歩道・河川・海浜などの清掃業務を行っています。

また、収集したごみのうち、家庭ごみはすべて焼却処理、粗大ごみは破碎処理の後、焼却処理、資源化物は選別処理の後、リサイクルしています。

また、中小企業等の一部の産業廃棄物についても、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で処理を行っています。

さらに、廃棄物の適正処理を推進する一方で、環境保全と資源保護のためにごみの減量化・資源化にも取り組んでいます。

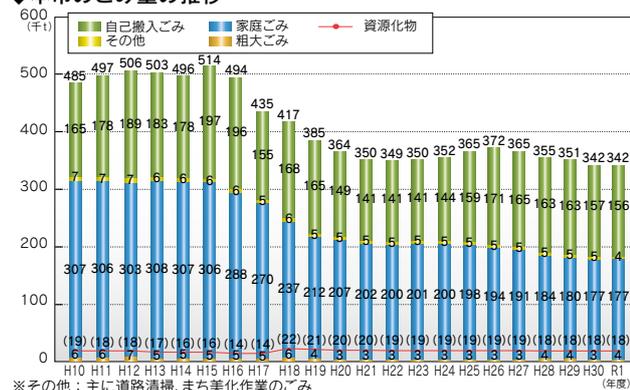
今後とも資源循環型社会の形成に向け、一層のごみの減量化・資源化を推進するとともに、清潔で快適な生活環境の維持・向上に努めます。

(2) ごみ量の推移（市施設処理分）

市内の家庭及び事業所から出されるごみのうち、市が処理しているものは下のグラフのとおりです。

平成 16 年 10 月の「事業系ごみ対策」、平成 18 年 7 月の「家庭系ごみ収集制度の見直し」など、ごみの減量・リサイクル施策に取り組み、市民の皆さまのご協力によって、ごみ量は、平成 15 年度の 51 万 4 千トンから令和元年度には、34 万 2 千トンと約 17 万 2 千トン減少しました。

◆本市のごみ量の推移



(3) 収集

ア. 家庭ごみ

○主に家庭から排出される生ごみや紙くずなどを、有料指定袋を使用して回収しています。

○平成 10 年 7 月に、有料指定袋制度を導入しました。

○平成 18 年 7 月に、有料指定袋の料金を変更しました。

※ 1 袋あたりの料金

・大 (45 ℓ) 50 円/枚 ・中 (30 ℓ) 33 円/枚

・小 (20 ℓ) 22 円/枚 ・特小 (10 ℓ) 11 円/枚

・収集回数 週 2 回

○利便性の向上

平成 26 年 7 月から、ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な高齢者等を対象に、自宅の玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」を開始しました。(対象要件あり)

◆家庭ごみの収集量

年度	H27	H28	H29	H30	R1
収集量 (t)	191,214	183,801	180,118	176,714	177,296

※住居併設事業所分を含む。

イ. 自己搬入

○市の処理施設に、許可業者又は排出者自らが搬入するごみです。

○平成 16 年 10 月に事業系ごみ対策を実施しました。

(市による収集の原則廃止、搬入手数料の改定、リサイクル可能な古紙及び廃木材の市施設への受入制限、かんびん資源化センターへの自己搬入廃止)

◆自己搬入量

年度	H27	H28	H29	H30	R1
搬入量 (t)	164,540	162,822	162,768	157,161	156,368

ウ. 粗大ごみ

○収集日の前日までに粗大ごみ受付センターに申し込み、「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券 (300 ~ 1,000 円)」を購入・貼付のうえ自宅前などに排出する、戸別収集を行っています。

○利便性の向上

平成 10 年 4 月から、申込み・収集を町内会単位で行う「粗大ごみ町内集団回収」を開始しました。また、平成 15 年 7 月から、粗大ごみを指定場所に持ち出すのが困難な高齢者や障害者等の方について、有料の持ち出しサービスを開始しました。

○収集品目の見直し

平成 13 年 4 月から、家電リサイクル法の施行により、法対象家電製品をごみとして排出する場合は、排出者が収集運搬費とリサイクル料金を負担し、販売店が引

き取り、メーカーがリサイクルすることが義務付けられました。市内の大半の販売店で廃家電の引き取りが実施されていることから、平成 18 年 7 月から家電リサイクル法対象品目の粗大ごみ収集を廃止しました。

家電リサイクル法対象品目：テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（ドラム式）

※ 液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機は、平成 21 年 4 月から対象品目に追加されました。

平成 19 年 7 月から、タイヤ・バッテリー・ガスボンベについて販売店等で回収するルートが確立していることから粗大ごみ収集を廃止しました。

- ・収集方法 戸別収集方式（馬島及び藍島についてはステーション方式）
- ・収集回数 月 1 回
（ただし、引越ごみについては、必要に応じてその都度。また、馬島及び藍島については年 6 回）

◆粗大ごみの収集量

年度	H27	H28	H29	H30	R1
収集量 (t)	3,489	3,529	3,548	3,448	3,750

エ. その他

- 幹線道路や河川敷、広場、街路等の清掃に伴って出たごみの収集を行っています。
- その他に、不法投棄物等を収集しています。
- ・収集回数 必要に応じてその都度

年度	H27	H28	H29	H30	R1
収集量 (t)	5,418	5,012	4,872	4,579	4,371

オ. 資源化物の分別収集

本市が分別収集、リサイクルに取り組む際の基本的な考え方については次の 3 つの観点を総合的に勘案し、対象品目を順次拡大しています。

- ・市民にとって分かりやすい仕組みであるか。
- ・リサイクルの技術の確立、再生品の需要が確実にあるのか。
- ・コストを含めた効率性はどうか。

なお、分別収集・リサイクルの実施については、すべて行政が行うのではなく、子ども会や町内会などが行う古紙の集団資源回収などの市民回収や、拡大生産者責任の観点から実施されている事業者回収など、市民や事業者の主体的な取組を積極的に活用し、各主体が各々の責任のもとで分担して取り組むことで、環境に対する意識の向上や地域コミュニティの醸成、行政コストの削減などにつながるものと考えています。

資源化物の分別収集状況

a. 行政が回収しているもの

- ・かん、びん
- ・ペットボトル
- ・プラスチック製容器包装
- ・紙パック、トレイ
- ・蛍光管
- ・水銀体温計等
- ・小物金属
- ・小型家電

b. 市民の自主的な取組を支援しているもの

- ・古紙
- ・古着
- 町内会、老人会、子ども会やまちづくり協議会が行う古紙・古着回収への奨励金の交付などの支援を通じて、古紙・古着回収の促進に取り組んでいます。
（→奨励金制度については 10 ページ）

c. 事業者が取り組むもの

- ・電池
- ・リターナブルびん（一升びん、ビールびんなど）
- ・新聞、ちらし
- ・その他（インクカートリッジ、古着など）

■かん・びん（有料指定袋ステーション収集方式、週 1 回）

- 平成 5 年 7 月から、分別収集を開始しました。
- 平成 18 年 7 月から、有料指定袋制度を導入しました。
- ※ 1 袋（25 ℓ）あたりの料金
・ 12 円/枚

■ペットボトル（有料指定袋ステーション収集方式、週 1 回）

- 平成 9 年 11 月から、分別収集を開始しました。
- 平成 18 年 7 月から、有料指定袋制度を導入しました。
- ※ 1 袋あたりの料金
・ 大（45 ℓ）20 円/枚
・ 小（25 ℓ）12 円/枚

◆かん・びん、ペットボトルの収集量

年度	H27	H28	H29	H30	R1
収集量 (t)	10,816	10,598	10,393	10,211	10,158

■プラスチック製容器包装（有料指定袋ステーション収集方式、週 1 回）

- 中身を使い切ったり、取り出した時に不要になるプラスチック製の容器や包装です。
- 平成 18 年 7 月から、有料指定袋制度による分別収集を行っています。
- ※ 1 袋あたりの料金
・ 大（45 ℓ）20 円/枚
・ 小（25 ℓ）12 円/枚

◆プラスチック製容器包装の収集量

年度	H27	H28	H29	H30	R1
収集量 (t)	7,240	7,154	7,062	7,059	7,221

■紙パック・トレイ（拠点回収方式）

- 平成 12 年 7 月から、商業施設や市民センター等の公共施設に市が回収ボックスを設置し、分別収集を行っ



ています。(色つきトレイの分別収集は、平成 14 年 7 月に開始しました。)

◆紙パック・トレイの収集量

年度	H27	H28	H29	H30	R1
収集量 (t)	263	248	244	225	218

■蛍光管 (拠点回収方式)

○平成 14 年 7 月から、家電量販店や小売店に市が回収ボックスを設置し、分別収集を行っています。

◆蛍光管の収集量

年度	H27	H28	H29	H30	R1
収集量 (t)	83	79	78	77	74

※平成 28 年度から水銀体温計等を含む

■小物金属 (拠点回収方式)

○家庭から排出される鍋ややかんなど、主に金属からできている物です。

○平成 18 年 7 月から、商業施設や市民センター等の公共施設に市が回収ボックスを設置し、分別収集を行っています。

◆小物金属の収集量

年度	H27	H28	H29	H30	R1
収集量 (t)	125	125	134	148	162

■古紙・古着の集団資源回収

○町内会、老人会、子供会やまちづくり協議会などが古紙・古着の集団資源回収に取り組んでいます。

◆古紙・古着集団資源回収量

年	H27	H28	H29	H30	R1
回収量 (t)	25,293	23,209	22,239	20,623	19,114

※H28 年度から古着を含む

■小型家電 (拠点回収方式)

○鉄や銅、貴金属、レアメタルなどが含まれる携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型電子機器です。

○平成 25 年 8 月から、商業施設や区役所等に市が回収ボックスを設置し、分別収集を行っています。令和元年度の収集量は、10 トンでした。

(4) 中間処理

中間処理とは、さまざまな手段を用いて、廃棄物の容量、質、形状などを変えて処理しやすくしたり、無害化したりすることです。このため、いろいろな施設・機器などが用いられています。

本市では、焼却処理施設、破碎処理施設及び資源化施設がこの中間処理施設にあたり、それぞれ最も効率的な方

法を採用しています。

ア. 焼却

本市の東部に新門司工場、中部には日明工場、西部に皇后崎工場の 3 つの焼却工場があります。処理能力は合わせて 2,130 トン/日で、市内から排出される可燃性のごみは、すべて焼却処理できる体制になっています。

焼却工場から排出される焼却灰は、それぞれの工場から最終処分場へ搬送し、埋立処分しています。

■処理実績

各工場とも、市内から排出される可燃性の計画収集ごみ、自己搬入ごみ、一部の産業廃棄物などを焼却処理しています。

施設名称	処理能力	令和元年度処理実績	実績比率
新門司工場	720t/日	100,492 t	28%
日明工場	600t/日	111,572 t	31%
皇后崎工場	810t/日	150,025 t	41%
計	2,130t/日	362,089 t	100%

■燃焼管理

各設備の稼働状況・運転データの推移などは安定しており、各工場とも適正な運転管理がなされています。焼却灰の熱しやく減量も 2.4%と低く、焼却処理が良好に行われたことを示しています。

■維持管理

焼却炉の経常的な損耗劣化に対しては、各工場とも年 1 回のオーバーホール (補修) を実施しています。

イ. 破碎

焼却炉では、電化製品、家具などの大型家庭廃品や建築廃材などの粗大ごみをそのまま焼却処理することはできません。そのため、これらを破碎して焼却処理しやすいように前処理します。これを破碎処理といいます。(家電リサイクル法の対象品目は、市で処理しません。)

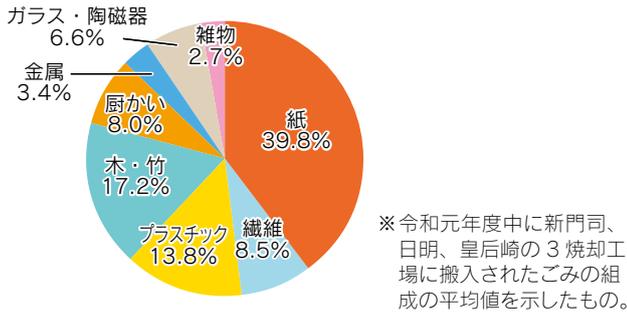
現在、新門司工場と皇后崎工場には、剪断式の破碎機を設置し、建築廃材などの粗大ごみを処理しています。また、平成 4 年 6 月から稼働している日明工場粗大ごみ資源化センターには、回転式の破碎機と剪断式の破碎機を設置し、大型家庭廃品、引越ごみ、建築廃材などを処理し、破碎物は、日明工場内の焼却施設へ搬送して、焼却処理をしています。また、破碎した粗大ごみの中から鉄分を回収し、資源化を進めてきました。令和元年度は 1 年間で合計 961 トンの鉄を回収し、資源化することができました。

令和元年度には、新門司工場、日明工場粗大ごみ資源

化センター、皇后崎工場で合わせて 47,644 トンを破碎処理しています。

■令和元年度ごみ組成分析

焼却工場に搬入されるごみの組成は、生活様式や経済情勢などの影響を大きく受け、変化します。



ウ. 資源化施設

本市の中部に日明かんびん資源化センター、西部に本城かんびん資源化センターがあり、市内で回収された、かん・びん・ペットボトルを選別しています。また、これらの施設および新門司工場に併設された紙パック・トレイ保管施設では、拠点回収された、紙パックの保管、発泡スチロール製食品用トレーの選別を行っています。

プラスチック資源化センターでは、市内で回収されたプラスチック製容器包装を選別しています。

なお、かんびん資源化センターおよびプラスチック資源化センターでは、障害者の方が選別作業に従事しています。

施設名称	令和元年度 処理実績	資源化対象物
日明かんびん資源化センター	5,790t	●かん(スチール・アルミ) ●びん(白・茶・その他)
本城かんびん資源化センター	4,530t	●ペットボトル ●紙パック ●トレイ
新門司工場紙パック・トレイ保管施設	56t	●紙パック ●トレイ
プラスチック資源化センター	7,282t	●プラスチック製容器包装

(5) 最終処分

市西部の若松区響灘に海面埋立地「響灘西地区廃棄物処分場」を建設し、平成 10 年 10 月から廃棄物の埋立を開始しました。

市東部で排出される廃棄物は、小倉北区西港町の「日明積出基地」で受け入れ、処分場へ輸送しています。当初は、海上輸送を行っていましたが、廃棄物の大幅な減少などの理由により、平成 25 年 4 月からはトラックでの陸上輸送を行っています。

処分場で受け入れる廃棄物は、不燃性の一般廃棄物や産業廃棄物及び土砂です。

次期埋立処分場については、北九州港港湾計画（平成 24 年 1 月改訂）の中で必要な区画を確保しており、響灘東地区に新たな処分場の建設を進めていきます。

(6) 公害防止対策

ごみ処理による大気汚染や水質汚濁などの環境汚染を防止するため、各種の公害防止施設を設置し、適切な運転管理を行っています。

ア. 焼却工場及び最終処分場

焼却工場では、バグフィルターや塩化水素除去装置を設置し、燃焼排ガス中の汚染物質を除去しています。また、適正な燃焼管理を行うことで、汚染物質の排出抑制に努めています。灰冷却污水や洗煙排水などの污水は、凝集沈殿やキレートなどによる処理を行った後、下水道へ放流しています。

最終処分場では、処分場内の水が外海へ浸出するのを防ぐため、護岸の内側に防水シートを敷設し、土砂による腹付工事を施工しています。また、処分場内の余水については、場内に設置している排水処理施設で処理した後、放流しています。

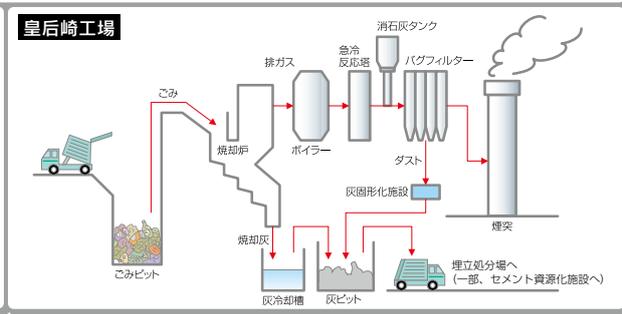
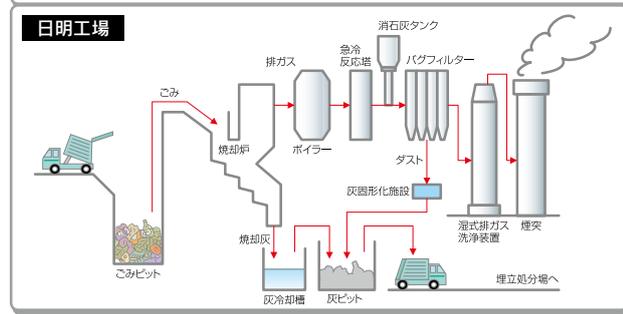
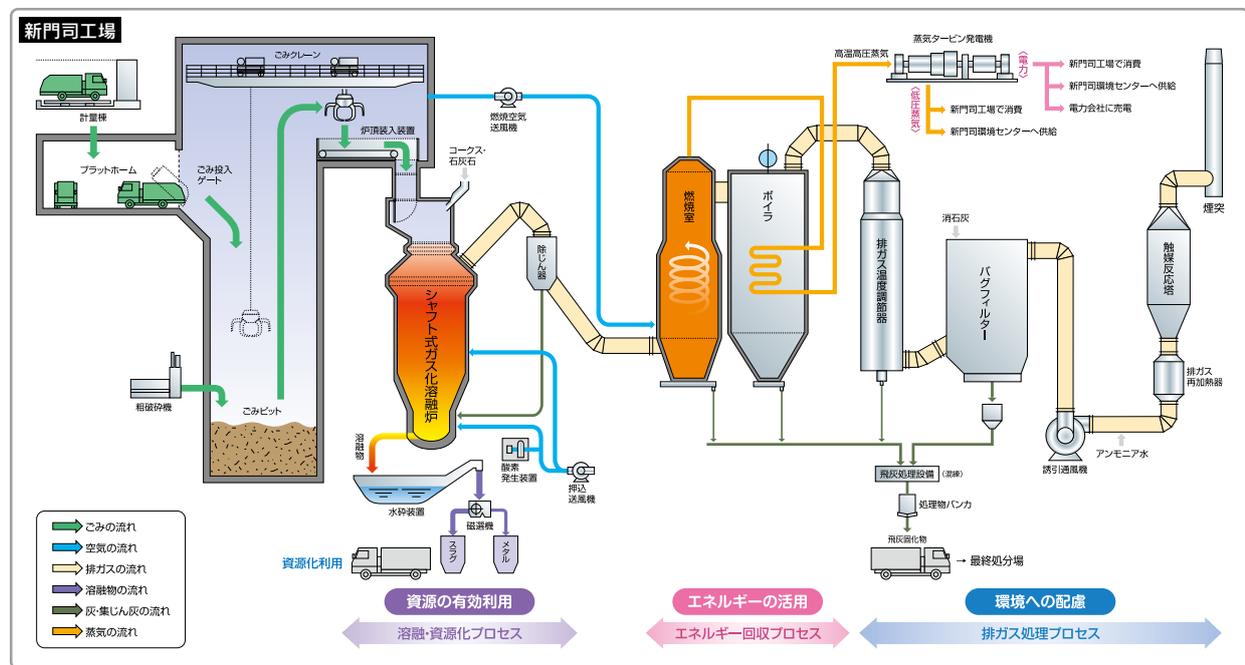
イ. 検査

焼却工場の排ガス・排水、最終処分場の排水などは、定期的に検査を実施し、排出基準値の遵守状況を確認しています。また、最終処分場の周辺海域については、処分場からの排水による影響を把握するため、水質の調査を行っています。さらに、処分場へ搬入される産業廃棄物についても、展開検査・抜取検査を行って不適正な廃棄物の搬入を防止しています。

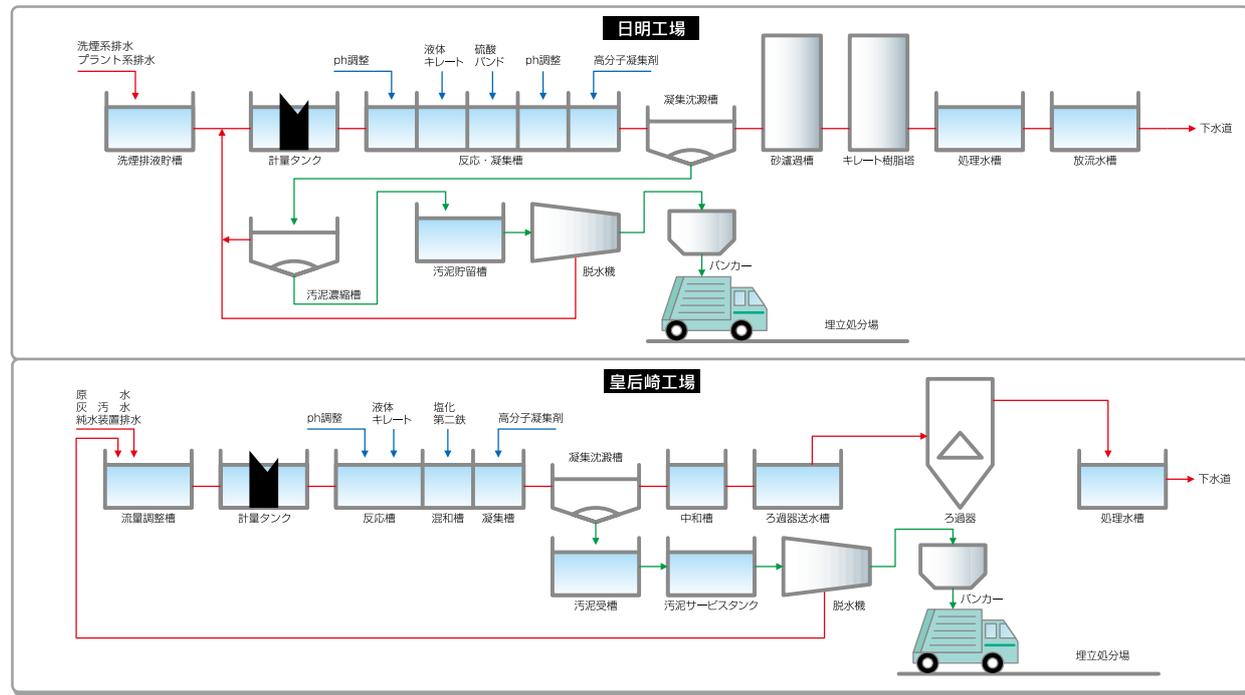


ウ. 焼却工場排ガス・排水処理システムのフロー

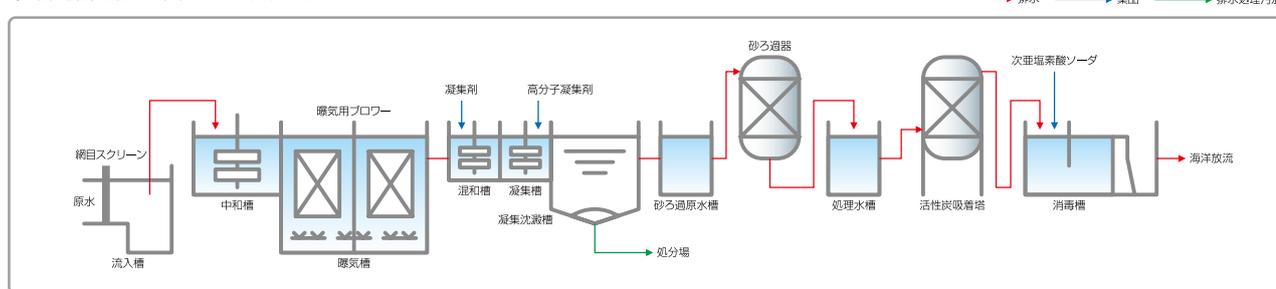
◆ 排ガスフロー



◆ 排水処理フロー



◆ 響灘西地区廃棄物処理場排水処理フロー



(7) 省エネルギー対策

新門司工場・日明工場・皇后崎工場では、省エネルギー対策として、まず、業務上必要な電力や燃料など消費節減に努めています。さらに、ごみを焼却する際に発生する熱を蒸気エネルギーとして回収し、自家発電や施設の空調設備等に利用しています。余剰エネルギーについては、他の公共施設に供給しています。なお、余剰電力については他の公共施設へ送電し、さらに余った電力は電気事業者へ売電し収入を得ています。

◆ エネルギー利用状況

施設名称	蒸気利用状況	
	場内利用	他施設供給
新門司工場	空調・給湯	新門司環境センター（空調・給湯用）
日明工場	空調・給湯	
皇后崎工場	空調・給湯	皇后崎環境センター（給湯用）

施設名称	自家発電利用状況		
	年間発電量	他施設供給	売電
新門司工場	7,790 万 kWh	新門司環境センター	余った電力は電気事業者へ売電
日明工場	3,703 万 kWh	日明浄化センター 日明かんびん資源化センター	
皇后崎工場	10,039 万 kWh	皇后崎環境センター 皇后崎し尿投入所 皇后崎浄化センター	

◆ 令和元年度自家発電効果

	新門司工場	日明工場	皇后崎工場
売電金額	666,000千円	212,000千円	627,000千円
発電による節約金額	421,000千円	205,000千円	350,000千円
計	2,481,000 千円		

(8) し尿処理

ア. 概況

し尿は、おおむね 20 日に 1 回の割合で、計画的に収集します。

市内のし尿収集世帯数は、公共下水道の整備に伴う水洗便所の普及拡大に伴い、年々減少しており、令和元年 8 月で約 2,100 世帯となっています。

収集されたし尿は、市内 2ヶ所のし尿圧送所（投入所）に運ばれ、し渣除去などの一時処理を行い、浄化センターに送られ、処理をおこなった後、水質管理を経て海域に放流します。

また、汚水処理の過程で汚泥が生じますが、この汚泥は、処理施設で減容化した後、最終的には燃料化やセメント原料化を行っています。

イ. 市民トイレ

市内の公園、行楽地、市街地などに 641 か所の市民トイレを設置しています。また、利用状況に応じた週 1～7 回の清掃、故障箇所の迅速な修繕、パトロールを行い、いつでも快適な利用ができるよう維持管理をしています。

ウ. 合併処理浄化槽

本市では、水質環境の保全対策として、微生物の働きでし尿と生活雑排水の両方をきれいにして河川などに放流する浄化槽の普及促進を図っており、平成元年 4 月より小型浄化槽の設置に対して補助事業を行っています。また、適正管理の推進のため、保守点検・清掃、法定検査遵守の指導に努めています。

・補助対象

下水道認可区域外で、当面下水道の整備が見込まれない区域に、50 人槽以下の規模の小型浄化槽を設置する場合

・補助金額（令和元年度）

人 槽	5	6・7	8～50
補助金額	332 千円	414 千円	548 千円



5. ごみ処理経費

平成30年度のごみ処理・リサイクルには、年間約117億円(うち、リサイクル約11億円)の経費^{※1}がかかっています。

平成15年度^{※2}と比べると、平成18年7月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約44億円の経費を削減しました。^{※3}

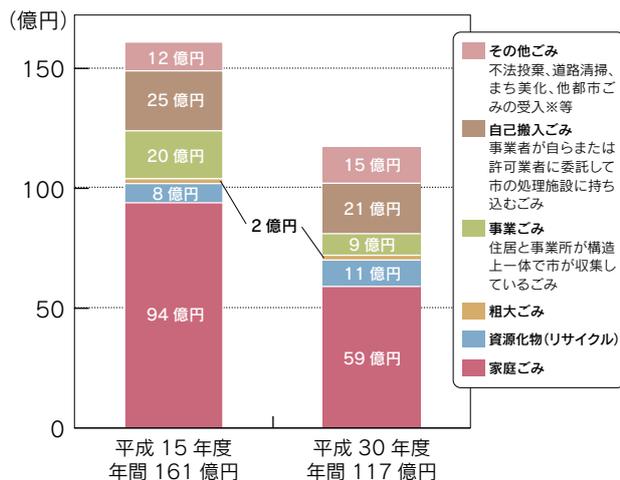
※1 収集運搬、破碎、選別、焼却、埋立の処理・リサイクルに要した総経費です。

※2 古紙回収奨励金制度見直し(H16.7月)や事業系ごみ対策(H16.10月:住居併設事業所以外の事業所から排出されるごみの市収集廃止)など、先行実施したごみ減量・リサイクル促進施策の影響がない平成15年度を比較基準年としています。

※3 平成18年度にプラスチック製容器包装の分別収集を開始したことに伴い、資源化物のリサイクル経費は約3億円増加しましたが、ごみ減量に伴い、家庭ごみ等の処理経費を約47億円削減しました。

◆ごみの種類別経費

ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費(ごみ処理・リサイクル経費の約50%)がかかっています。



※他都市ごみの受入

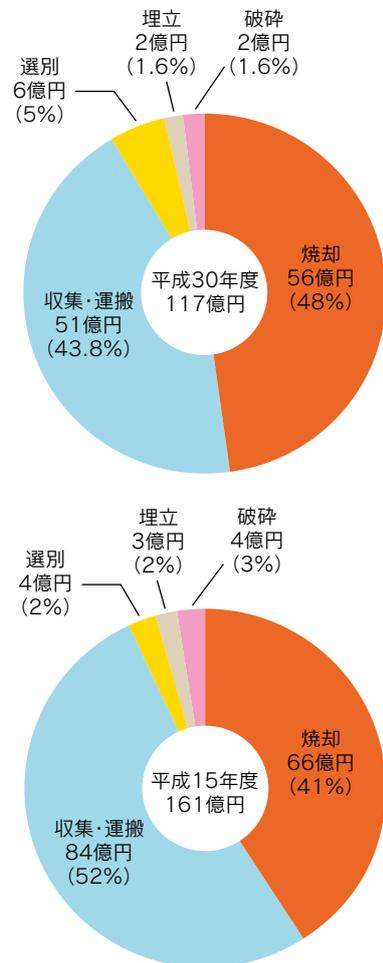
- 平成13年度から直方市、平成17年度から行橋市・みやこ町、平成19年度から遠賀・中間1市4町のごみの受入処理を行っています。
- 他都市ごみの受入により、その他ごみの処理経費が増加していますが、本市のごみ処理原価を基本として算定した処理経費を各市町から委託料として徴収しています。

◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成15年度	平成30年度	対15年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161億円	117億円	▲44億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94億円 (約58%)	59億円 (約50%)	▲35億円
1日あたりの処理費用	2,600万円	1,600万円	▲1,000万円
市民一人あたり年間処理費	9,400円	6,200円	▲3,200円
一帯あたり年間処理費	22,400円	13,710円	▲8,690円

◆ごみの処理別経費

ごみ処理の経費の内訳は、新門司工場の建替えに伴い、平成19年度から工場建設費(減価償却費)を計上したことから、焼却にかかる経費が約56億円(約48%)と最も多く、次いで収集運搬に約51億円(約44%)の経費がかかっています。収集運搬経費は、ごみ減量に伴う収集体制の見直しや委託化の推進などにより、平成15年度と比較して約33億円の経費を削減しました。



※各項目の値は四捨五入して表示しているため、数値が合わない場合がある。

6. 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃プラスチック類等の20種類のことをいいます。このうち、爆発性・毒性・感染性などにより、人の健康・生活環境に被害を及ぼすおそれのある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物として定められています。

これらの産業廃棄物は、その排出事業者が自らの責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に定める基準に従い処理しなければならないものとされており、その処理を他人に委託する場合、廃棄物処理法上の許可を有する業者に委託しなければなりません。

近年、アスベスト廃棄物の発生量の増大、最終処分場残余量のひっ迫など、産業廃棄物の処理を取り巻く環境が一段と厳しくなる中、良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のため、監視・指導・規制などの強化により、本市の産業廃棄物の適正な処理を推進しています。

(1) 本市の取組

本市では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者への立入検査・不法投棄防止パトロール・不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラ・許可申請時の審査指導など、多面的な取組を積極的に進めています。

ア. 立入検査、報告徴収

廃棄物処理法第19条の規定に基づき、排出事業者や処理業者の事業場に対して、計画的に立入検査を実施し、処理基準の遵守などについて指導を行っています。また、多量排出事業者や産業廃棄物処理業者に毎年一回、処理状況の報告を求め、必要に応じて適宜指導しています。

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導等実績（令和元年度）

立入検査	巡回※	措置命令
252	1,038	0
改善命令	文書指導	
1	11	

※巡回：廃棄物の保管状況、場内の清掃状況等をパトロールにより監視する立入検査

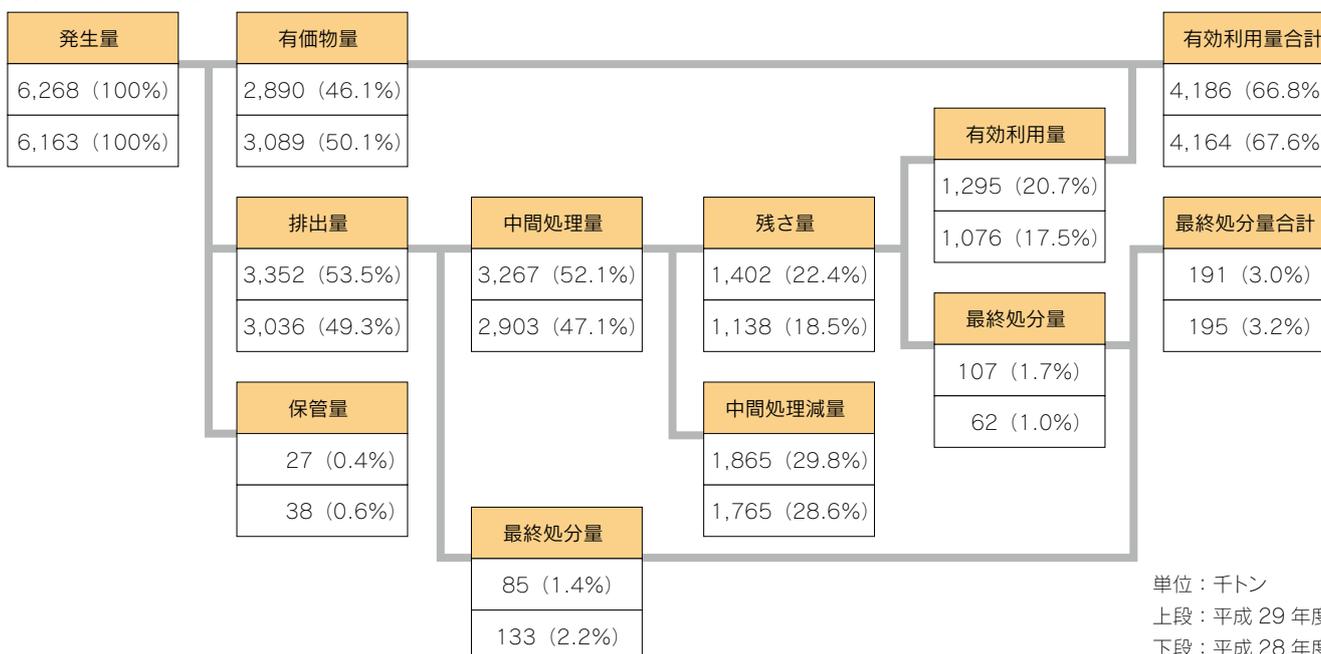
イ. 不法投棄防止パトロール

不法投棄防止パトロールは、廃棄物の不法投棄を防止するために、林道・海岸・土砂処分場など、不法投棄されやすい場所をパトロールカーで巡回監視し、発見した不法投棄物の撤去指導を行っています。パトロールは平日昼間だけでなく、夜間・早朝や土・日祝日にも行っています。また、このパトロールでは苦情の原因ともなる廃棄物の野焼きについても監視・指導を行っています。

◆不法投棄・野焼き等に関する苦情・要望件数（令和元年度）

苦情・要望件数	文書指導
162	3

◆北九州市産業廃棄物の処理フロー



※各項目の値は四捨五入して表示しているため、数値が合わない場合がある。



ウ. 不法投棄等通報員

廃棄物の適正処理や環境保全に協力的な市民約 65 人を公募等により任命し、散歩や通勤など、日常生活を送る中で発見した廃棄物の不法投棄について、通報を求めています。

エ. 不法投棄防止監視カメラ

不法投棄されやすい場所のうち 37 箇所に監視カメラを設置しています。抑止効果を図るとともに、カメラに不法投棄者の画像が撮影された場合は、警察への告発など法に基づき厳正に対処することとしています。

オ. 許可申請時の審査・指導

産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置にかかわる許可申請に際しては、許可の要件や技術上の基準への適合状況を審査し、必要な指導を行っています。

◆産業廃棄物処理業者数（令和 2 年 3 月 31 日現在）

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	227	154	5	386

◆特別管理産業廃棄物処理業者数（令和 2 年 3 月 31 日現在）

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	64	23	0	87

カ. 行政処分

産業廃棄物処理業者が、廃棄物処理法に違反する行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、許可の取消や事業停止処分とするなどの厳しい処分を行っています。

◆産業廃棄物処理業者に対する行政処分件数（令和元年度）

処分内容	許可取消	不許可	事業停止
件数	0	0	0

キ. 紛争予防要綱、市外から流入する産業廃棄物対策

平成 3 年 5 月に策定された「北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係わる紛争の予防及び調整に関する要綱」によって、産業廃棄物処理施設設置事業者と地元住民との生活環境保全上の紛争を未然に防いでいます。

また、市外から流入する産業廃棄物対策として「北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱」を制定し、市外排出事業者からの事前届出により、産業廃棄物の量・性状を把握するとともに搬入や処分の方法などの指導を行っています。

ク. 今後の取組

今後も廃棄物処理法の規定に基づき排出事業者や処理業者に対する立入検査や報告徴収、不法投棄防止パトロール、不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラの活用、環境監視情報システムの活用など様々な取組によって、廃棄物の排出事業者責任の徹底と適正処理を推進し、生活環境の保全に努めていきます。

(2) 自動車リサイクル法

ア. 背景

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、使用済自動車に起因するシュレッダーダスト（自動車の解体残渣）やフロンなどによる環境問題を解決するため平成 17 年 1 月から施行されました。

イ. これまでの取組

業者からの登録・許可申請時に際して許可の要件や各種基準への適合状況を審査し、また必要に応じて立入検査を行い、監視・指導を行っています。違法行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、登録・許可の取消などの厳しい処分を行います。

ウ. 今後の取組

今後も、同法に基づき関連業者の登録・許可事務及び立入検査・指導を行い、使用済自動車のリサイクルの適正処理を推進していきます。

◆市内業者の登録・許可状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）

業区分	引取業者 （登録制）	フロン類 回収業者 （登録制）	解体業者 （許可制）	破砕業者 （許可制）
業者数	103	52	26	12

基本施策2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成

本市は、ものづくりの幅広い裾野を支える産業技術の集積をもとに、ゼロ・エミッションを目指し、エコタウン事業など循環型社会の構築を図る先駆的な取組を進めてきました。その結果、リサイクル産業の集積においては、本市エコタウンは全国でもトップクラスであり、海外、特にアジア地域の国々からも大きな関心が寄せられています。

あわせて、一般廃棄物等の適正な処理を確保するため、焼却施設や最終処分場の計画的な整備を進め、一般廃棄物の広域的な受入れを行うなど、地域の廃棄物の適正処理に貢献してきました。

一方で、資源効率性の向上は、気候変動のみならず、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全、海洋ごみ、原材料へのアクセス、産業競争力その他の課題に関する政策を包括的に統合・促進し得るものであり、こうした対応のために必要となる廃棄物処理施設や資源循環施設の整備を引き続き進める必要があります。

また、産業構造の変化や、リデュースの進展等により、循環資源の発生量が減少する中、循環産業の育成を図っていくためには、循環資源の高度な再資源化技術の開発やその技術を活かした事業化に対する支援を行うとともに、国内外からの循環資源の確保を戦略的に進めていく必要があります。

あわせて、エコタウンに代表される地域の多様な主体間の連携（産業・地域共生 Industrial Local Symbiosis）に基づき、各地域の資源、物品、エネルギーの融通、活用を図り、新産業育成や雇用創出、地域活性化を推進するとともに、地域における文化等の特性、人と人とのつながり、中小企業の果たす役割に着目し、地域での資源循環を促進し、我が国および世界におけるエコタウンを牽引します。

1. 北九州エコタウン事業

平成9年7月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成16年10月にはその対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

〈これまでの取組と成果〉

- 事業数（現在稼働中）
25事業（各種リサイクル法に対応したものと及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積）
- 実証研究数 56研究（終了分を含む）
- 総投資額 約848億円（市72億円、国等139億円、民間637億円）
- 雇用者数 1,150人

（令和2年3月末時点）

■総合的な展開（北九州方式3点セット）





◆ 総合環境コンビナート（若松区響灘地区）

各種リサイクル工場等を集積したゼロ・エミッション型コンビナートのモデルとして形成を図っているエリアです。



ペットボトルリサイクル事業

「容器包装リサイクル法」に基づいて、市町村が分別収集するペットボトルをリサイクルし、ポリエステル繊維や卵パック等の原料になる再生PETペレット/フレークを生産。

■事業主体 西日本ペットボトルリサイクル㈱



OA機器リサイクル事業

使用済みのOA機器（コピー機、ファクシミリ、プリンター、パソコン）を分解し、新たな機器の部品やプラスチック、アルミ、鉄などを回収してリサイクルする。

■事業主体 ㈱リサイクルテック



自動車リサイクル事業

「自動車リサイクル法」に基づく自動車解体業。自動車メーカーから精緻な解体を委託され、解体後は廃自動車鉄鋼原料として転炉に投入するなど高度なリサイクルを行う。全部再資源化認定（法第31条認定工場）。

■事業主体 西日本オートリサイクル㈱



家電リサイクル事業

「家電リサイクル法」に基づき、廃家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機）を高度に分解・選別し、鉄、アルミ、銅、プラスチックなどを回収してリサイクルする。

■事業主体 西日本家電リサイクル㈱



蛍光管リサイクル事業

家庭や事業所から排出される使用済み蛍光管から、水銀、ガラス、金属、蛍光体を分別回収し、リサイクルする。

■事業主体 ㈱ジェイ・ライツ



建設混合廃棄物リサイクル事業

建築物の解体現場などで発生する混合廃棄物（手選別、機械選別により「かれき類」「木材」「金属類」などに分別し、リサイクルする。また、廃石膏ボード及び廃プラスチックのリサイクルも行う。

■事業主体 ㈱NRS



非鉄金属総合リサイクル事業

廃家電・廃自動車等から発生するラジエーター・電子基板・被覆銅線等を、独自の選別処理ラインにより各種金属に分別・回収し、高品位な非鉄原料としてリサイクルする。

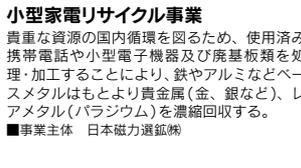
■事業主体 日本磁力選鉱㈱



二次電池リサイクル事業

小型家電用の二次電池を熱分解処理することにより、レアメタル（コバルト・ニッケル）を特殊原料として濃縮回収する。

■事業主体 日本磁力選鉱㈱



小型家電リサイクル事業

貴重な資源の国内循環を図るため、使用済み携帯電話や小型電子機器及び廃基板類を処理・加工することにより、鉄やアルミなどベースメタルはもとより貴金属（金、銀など）、レアメタル（パラジウム）を濃縮回収する。

■事業主体 日本磁力選鉱㈱

◆ 響リサイクル団地（若松区響灘地区）

中小・ベンチャー企業のリサイクル事業を支援するエリア

市内の企業・ベンチャー企業が先駆的な技術や斬新なアイデアを駆使してリサイクル事業に取り組むことを支援するエリアで、フロンティアゾーンと自動車リサイクルゾーンに分かれています。

●自動車リサイクルゾーン

自動車リサイクルゾーンは、市街地に点在していた自動車解体業者が集団で移転し、より適正で効率的な自動車リサイクル事業を実施するもので、中古部品販売業や解体スクラップ業などの7社で構成する北九州ELV協同組合が事業主体となり、平成14年5月から操業しています。全部再資源化認定（法第31条認定工場）



●フロンティアゾーン

地元中小・ベンチャー企業が、独創的・先駆的な技術やアイデアを活かした事業を行っています。



食用油リサイクル事業

食品工場等から出る廃食用油を原料として、建築塗料の原料、飼料、軽油代替燃料等を製造。

■事業主体 九州・山口油脂事業協同組合



使用済有機溶剤精製リサイクル事業

液晶・半導体・医薬品などの生産工程から排出される使用済有機溶剤を、蒸留による分離技術を利用して再び高純度の有機溶剤に精製。

■事業主体 九州リファイン㈱



古紙リサイクル事業

家庭や事業所から出る古紙を破砕し、家畜用敷きわら、製紙原料等にリサイクル。

■事業主体 ㈱西日本ペーパーリサイクル



空き缶リサイクル事業

飲料缶を鉄とアルミに分離し、「CAN TO CAN」も可能な高純度、高品位のスチールペレット・アルミペレット・アルミブリケットを生産。

■事業主体 ㈱KARS

使用済み飲料空き容器を回収後、選別・圧縮施設へ投入して各容器別に分別する。

■事業主体 ㈱KARS

◆ その他の地区（若松区響灘地区、門司区、八幡東区、八幡西区）



パチンコ台リサイクル事業

パチンコ台から排出されるパチンコ台、パチンコ機を高度に分解選別し、リユース部品、金属、木くずなどを回収。

■事業主体 ㈱ユーコーリプロ



廃木材・廃プラスチックリサイクル事業

廃木材と廃プラスチックを混合し、耐水性、耐候性の高い建築資材を製造。

■事業主体 ㈱エコウッド



汚泥・金属等リサイクル事業

独自の「調合」技術で、多種多様な発生品（産業廃棄物）から、安定した品質のセメント原料や金属原料を製造。

■事業主体 アミタ㈱北九州循環資源製造所



風力発電事業

○1,500kW×10基

■事業主体 ㈱エヌエスウインドパワーひびき

○1,990kW×1基

■事業主体 ㈱北九州風力発電研究所



OA機器のリユース事業

リース会社や企業、官公庁で不要となったOA機器（主にパソコン）を買い取り、検査・テータ消去・クリーニングなどの作業を施した後、中古パソコン販売店等に販売。

■事業主体 ㈱アンカーネットワークサービス



古紙リサイクル事業

製鉄用フォーミング抑制剤製造事業

古紙を原料として、トイレットペーパーを製造。その際に発生する製紙汚泥を製鉄用フォーミング抑制剤に加工。

■事業主体 九州製紙㈱



食品廃棄物リサイクル事業

食品工場・病院・飲食店・自治体などの生ごみを発生現場で1次発酵したもの及び生ごみ自体を収集し、発酵を行い完熟堆肥にリサイクル、農家等に販売。

■事業主体 ㈱ウエルクリエイト



超硬合金リサイクル事業

亜鉛蒸留法とイオン溶解法を原料や状況に応じて選択し、ドリルやチップをはじめとした超硬工具等の原料となるタングステンカーバイドを回収するなど、幅広い超硬合金リサイクルを行う。

■事業主体 ㈱光正



都市鉱山リサイクル事業

パソコンやサーバーの内部に組み込まれている廃電子基板から貴金属を分離回収し、過熱水蒸気及び塩化鉄液を活用して貴金属、レアメタル及びベースメタルを抽出して再資源化する。

■事業主体 ㈱アステック入江



携帯電話リサイクル事業

使用済携帯電話を回収・分別して熱分解処理を行い、プラスチック部分から再生油を製造。残った部分から、金属精錬事業者が金属資源を抽出。また、製造した再生油は熱分解処理の加熱用燃料として使用。

■事業主体 日本環境設計㈱

◆ 実証研究エリア（若松区響灘地区）

実証研究エリアは、最先端の廃棄物処理技術やリサイクル技術を産・学・官が連携しながら実証的に研究し、国内外の環境問題の解決に貢献する目的で整備したものです。

● 主な研究施設



福岡大学資源循環・環境制御システム研究所

資源循環型社会をめざして、廃棄物の処理技術・リサイクル技術及び環境汚染物質の適正な制御技術を産学官で共同研究。



九州工業大学エコタウン実証研究センター

低炭素化社会に向けたバイオマスの活用及び特殊環境ロボットの開発ならびに蓄電池の劣化防止に関する実証研究。



土壌汚染分析関連実証研究

新規性があり実用化が見込まれる循環型社会形成のためのリサイクル技術や社会システムなどの研究開発テーマの実証研究。



バイオマス燃料製造に関する実証研究施設

炭化装置で製造した炭化物からバイオマス燃料を製造する実証研究。



炭化技術による有機性廃棄物の活用実証研究施設

車載型炭化装置により木質系廃棄物や食品廃棄物を炭化し、その炭化物の用途開発を行う実証研究。



金属ブリケット化技術に関する実証研究施設

経済合理性のある金属固形化装置（金属ブリケット装置）の開発に関する実証研究。



竹チップ混焼ボイラ実証研究施設

燃料利用が困難な竹と木質チップを燃料としたボイラに関する実証研究。



飛灰処理薬剤の商品化技術開発実証研究施設

最終処分場への影響の少ない飛灰用の低コストな重金属不溶性薬剤の開発を行う実証研究。

**◆ 北九州市エコタウンセンター**

平成 13 年 6 月に、エコタウン全体の中核的施設として実証研究エリア内に開設しました。

● 主な機能

市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術及び製品の展示、市内環境産業のPR、環境関連の研修・講義の実施、研究活動支援

● 令和元年度視察者数 エコタウン事業全体 96,150 人

**トピックス****天皇、皇后両陛下がエコタウンセンターを訪問**

平成 29 年 10 月 30 日に、天皇、皇后両陛下がエコタウンセンターを訪問されました。両陛下は、本市の環境施策や歴史、リサイクルに関する展示などの説明に熱心に耳を傾けられ、いろいろな質問もされながら、興味深くご覧になり、「ここ（北九州市・エコタウン）から世界中に環境の取組みが広がっていくと良いですね」とお話になりました。



エコタウンセンターご到着時の様子 北橋市長から本市の環境施策を説明

2 . 九州環境技術創造道場**(1) 概要**

「九州環境技術創造道場」は、優れた環境人財の創出を目的として平成 16 年度から実施しています。（令和元年度から環境技術創造研究所と共催）

この道場で育成する人材は、環境、特に廃棄物分野での実務的な専門知識を有する気概のある技術者であり、受講後は国内、ひいてはアジアの廃棄物問題の総合的な環境ビジネスリーダーとしての活躍を期待するものです。

講師陣には、西日本を中心に有数の大学・民間企業等の技術者を招き、知識偏重教育ではない双方向での討議・交流を行うことで、新たな視点でのビジネス創造や技術開発、環境政策、住民合意に長けた人材育成を目指します。

また、講義のみの知識偏重教育ではなく、講師・受講生の双方向での討議・交流を実現するため、講師陣と寝食をともにする合宿形式を採用しています。

(2) これまでの取組

九州環境技術創造道場は、平成 16 年度から毎年開催され、平成 30 年度までに民間・行政からの受講生 391 人が修了しています。道場修了後も、受講生による新聞（九州環境技術創造道場新聞）の発行など、講師・受講生間で相互交流が継続しています。

**3 . 小型電子機器等の再資源化促進事業****(1) 背景**

レアメタルを含む金属材料は、日本が大きな産業競争力を有する小型電子機器等の製造分野において、必要不可欠であるにも関わらず、その多くは輸入に頼っています。また、材料の安定的な確保、代替材料の開発、さらにはリサイクルの仕組みとその技術開発が極めて重要な課題となっています。

そのため、本市では、平成 20 年 9 月より携帯電話やデジタルカメラ、ビデオカメラなど、使用済みの小型電子機器を回収し、その中に含まれる貴重な金属を資源として有効活用するための実証実験を行ってきましたが、平成 25 年 4 月 1 日に小型家電リサイクル法が施行されたことから、これまでの実証実験の成果を踏まえ本市の事業として、小型電子機器等のリサイクルを開始しました。

2020 年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルについて、使用済携帯電話等の小型家電から製作する「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」が平成 31 年 3 月まで実施されました。

この取組みに、全国の自治体が小型家電の回収で協力することになり、本市もプロジェクトに参加しました。

レアメタル：地球上に元々存在する量が少なかったり、量は多くても経済的、技術的に取り出すのが難しかったりする金属のこと。

(2) 事業の概要

ア. 開始時期

平成 25 年 8 月 1 日

イ. 回収方法・回収場所

■ボックスによる回収

- ・スーパー、ホームセンター等の小売店：54 ヶ所
- ・行政施設：8 ヶ所（市役所本庁舎及び各区役所）

■粗大ごみからの選別：日明粗大ごみ資源化センター

ウ. 回収品目

ボックスによる回収	小型家電リサイクル法の対象となる品目として政令で指定された品目のうち、ボックスの投入口に入るもの 【例】 ● 携帯電話、PHS ● デジタルカメラ、ビデオカメラ ● ポータブル音楽プレーヤー ● ポータブルラジオ、ポータブルテレビ ● ゲーム機 ● 電子手帳、電子辞書 ● アダプター、ケーブル等の付属品 など
粗大ごみからの選別	粗大ごみとして回収したもののうち、数量が多く、資源性の高いもの。 【例】 ● パソコン ● ビデオデッキ ● 電子レンジ ● プリンター ● ステレオ



エ. 処理スキーム

回収された小型電子機器は、小型家電リサイクル法に基づき国から認定された認定事業者を引き渡して適切に処理され、金・銀・銅・パラジウムなどの貴重な金属資源として再資源化されます。

(3) 回収実績

令和元年度は、171.3 トン回収しました。

4. 次世代資源循環型産業拠点の形成等に向けた取組

■太陽光発電パネルのリサイクルについて

地球温暖化防止に向けて、再生可能エネルギーの更なる拡充が求められるなか、太陽光発電システムは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の後押しもあり、導入量が加速度的に増加していますが、その一方で、大量導入されたものの老朽化に伴う将来の大量廃棄への対応が喫緊の課題となっています。

本市においては、(公財) 北九州産業学術推進機構 (FAIS) や市内企業が連携し、太陽光発電パネルのリサイクル処理技術の開発を進めています。

この処理技術は、結晶系太陽光発電パネルや CIS 系各種パネル等にも適用可能で、リサイクル率が 95% と高いことに加え、ガラスの高度な再活用が可能となる世界的にも先進的な手法です。

このような優位性を活かし、九州・山口地域において処理技術や広域収集体制についてのモデル事業を実施しました。

今後も引き続き、太陽光発電パネルリサイクルビジネスモデルを構築していきます。

5. 家庭系廃食用油回収事業

(1) 背景

日本国内から発生する廃食用油のうち、食品工場やレストラン等の事業で発生する廃食用油の大部分は飼料等へ有効にリサイクルされています。しかしながら、家庭系廃食用油の多くは、家庭ごみとして焼却処分されており、貴重なバイオマス資源がリサイクルされていませんでした。

そこで本市では、廃食用油を工業原料やバイオディーゼル燃料 (BDF) 等にリサイクルする九州・山口油脂事業協同組合がエコタウンに立地していることもあり、平成 12 年度から家庭系廃食用油のリサイクル事業を推進しています。

当初は、モデル事業として地域集会所等において、ドラム缶で油のみを回収していましたが、平成 18 年度からは、市民センターに市が回収ボックスを設置し、市民がペットボトル等の栓付き容器ごと持ち込み、回収する方法で行っています。

さらに、平成 20 年度には、スーパーマーケット等協力店に、九州・山口油脂事業協同組合が回収ボックスを設置し、日祝日や夜間、買い物ついでに持ち込める利便性の向上に関する実証実験を行いました。

その結果、事業として運用できることが確認されたため、継続して協力店での回収を行っています。



(2) 事業概要

ア. 回収対象となる家庭系廃食用油

植物性油のみ

(大豆油、菜種油、キャノーラ油、コーン油、米油、べに花油、ごま油、オリーブ油、ひまわり油など)

※エンジンオイルなどの鉱物油、ラードなどの動物性油は対象外

イ. 回収方法

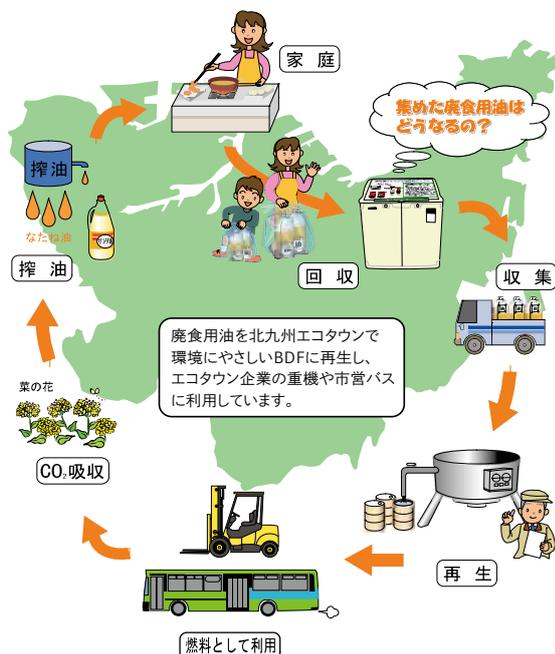
市民センター等 16 箇所、協力店舗 26 箇所に使用済み食用油回収ボックスを設置し回収



ウ. BDF の利用

本市では、回収した家庭系廃食用油を BDF にリサイクルし、エコタウン企業の重機や市営バスに使用しています。廃食用油のリサイクルと同時に、植物由来の燃料を利用することによる地球温暖化対策や、限りある資源である石油の使用量削減に努めています。

家庭系廃食用油の回収・リサイクルのイメージ



6. 北九州市建設リサイクル資材認定制度

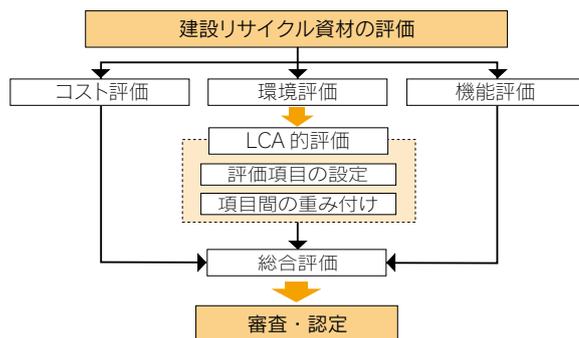
(1) 認定制度の開始

世界の環境首都をめざす本市では、平成 14 年度に政令指定都市で初めての「北九州市建設リサイクル資材認定制度」を開始し、認定にあたっては平成 18 年度から LCA (ライフサイクルアセスメント) 的評価を採用しています。また、平成 15 年度に「北九州市建設リサイクル行動計画」、平成 27 年度には、中期的に達成すべき目標を設定した「北九州市建設リサイクル行動計画 2016」を策定し、更なる建設リサイクルの推進に取り組んでいます。

(2) 評価手法

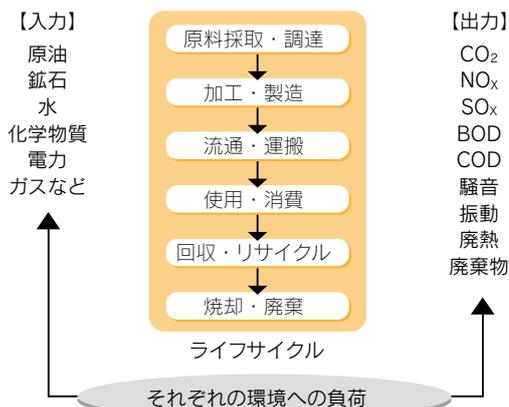
評価制度は、「機能評価」に加え「環境評価」と「コスト評価」基準を明確化しています。

■建設リサイクル資材評価検討フロー



LCAとは、下図に示すように資材のライフサイクル（原料採取からリサイクル、廃棄に至るまで）の環境負荷を、資源消費量及び排出量について、それぞれ算出し環境への影響を評価する手法です。

■ LCA と環境負荷の概念図



環境評価における「LCA 的評価」とは、この LCA の考え方を参考にして、地球温暖化防止への貢献など比較項目を設定、選択することにより点数化する簡易的な評価手法のことです。

(3) 明確な認定基準と指定使用への取組

「LCA 的評価」の基準は、従来資材を 100 点中 60 点とし、環境負荷を軽減させるための資材を認定する観点から、プラス 5 点の 65 点以上としています。

コスト評価の基準は、本市におけるグリーン購入の取組や工事コストへの影響を考慮して、従来資材のプラス 20% 以下の価格としています。

また、建設リサイクル資材の利用促進を図るため、本市が発注する公共工事での使用について定めた「北九州市建設リサイクル資材使用指針」を策定しています。

平成 19 年度には、コンクリート二次製品の一部を指定使用資材に指定し、1 年間の経過措置期間を経て平成 20 年度から優先使用を実施しています。

(4) 資源循環型社会に向けて

令和元年度末時点において、建設リサイクル資材として 59 資材を認定していますが、今後、多くの建設リサイクル資材が認定されることを望んでいます。

資源循環型社会を構築するためには、環境に配慮した資材を認定するだけでなく、その利用促進を図ることが重要です。利用促進が、新しいリサイクル資材の開発を促すという「リサイクル資材循環の輪」を進めるものです。

7. ごみの減量化・資源化に関する啓発

循環型社会の形成を図るには、ごみの減量化・資源化を一層推進していく必要があります。そこで、市民一人ひとりの減量・リサイクル意識の向上を目的とした各種の啓発事業を行っています。

(1) 北九州市環境ミュージアム

館内の「リユースコーナー」では、子ども服を対象に、回収と販売（1 点 100 円）を行うとともに、資源として再利用するための「古着回収ボックス」も設置しています。

また、リユース食器・搾油機の貸出をはじめ、エコライフに関する情報の提供、毎日の生活に役立つ環境講座などの実施、エコ商品の販売なども行っています。



リユースコーナー

開館時間/9 時～19 時

※土・日曜日及び休日は 17 時まで

休館日/月曜日（休日の場合は翌日）、年末年始

場所/北九州市環境ミュージアム

エコライフ講座



(2) 施設見学

一般市民や小・中学生にごみ処理について正しく理解してもらうため、新門司工場、日明工場、皇后崎工場、日明本城かんびん資源化センター、プラスチック資源化センターの見学会を実施しています。

■令和元年度施設見学者数：14,266 人



(3) 大都市減量化・資源化共同キャンペーン

平成 4 年度から、政令指定都市と東京 23 区の清掃事業担当部門が連携して、ごみの減量化・資源化に対する市民や事業者の意識啓発を図ることを目的とした共同キャンペーンを実施しています。

令和元年度は、オリジナルポスターと、携帯カトラリーを製作しました。ポスターは公共施設等に掲出し、携帯カトラリーは、環境関連の催し等で配布しました。



基本施策3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

人体や環境に有害な化学物質や有害物質は、かつて、カネミ油症などの深刻な健康被害を引き起こしました。こうした経験を踏まえ、今日においては、様々な規制により、製造・使用・廃棄段階といったライフサイクル全体での安全の確保が図られています。

一方で、PCB や水銀・アスベストなど、環境中に長く残存し、かつ、処理が十分に進んでいない化学物質・有害物質も数多く存在します。

化学物質・有害物質の環境リスクは、物質の有害性(ハザード)×暴露量(摂取量)で表されます。そのため、化学物質・有害物質が存在したとしても、適切に管理されその放出が一定量を超えることがなければ、人の健康や生態系に影響を与える可能性を低く抑えることができます。一方で、適切な管理がなされなくなると、環境リスクが増大していく可能性があります。

そうした中、PCB 廃棄物の処理によって生ずるリスクと長期間保管によるリスクを勘案し、本市では、環境首都として、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)による高濃度 PCB 廃棄物処理施設の立地を全国で初めて受け入れ、西日本全域にわたる高濃度 PCB 廃棄物の処理を行ってきました。安全かつ一日も早い処理が住民の願いであり、安全性の確保を大前提とした上で、迅速な処理を図る必要があります。

さらに、国際的にはストックホルム条約に基づく POPs(Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)対象物質の増加や、水銀に関する水俣条約の発効、また、新たな問題としてのナノ材料やマイクロプラスチック、下水中に残存する医薬品など、様々な有害物質・化学物質に係る新たな課題への対応を図る必要があります。

また、東日本大震災や熊本地震においては、化学物質やアスベスト・PCB 廃棄物、フロンなどの漏洩・飛散等が問題となりました。本市においては、多くの工場が立地し、こうした有害物質の漏洩リスクが考えられることから、有事に備えた対応を図る必要があります。

1 .PRTR 制度

ア.PRTR 制度とは

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物としての移動量を、事業者自らが把握及びデータ報告を行い、国がその結果を集計・公表するものです。

イ.PRTR 法制定の背景

平成4年、国連環境開発会議(地球サミット)で、PRTRの位置付けや背景となる考え方等が示され、PRTRの重要性が認められることとなりました。その後、平成8年に経済協力開発機構(OECD)の理事会により、加盟国がPRTR制度を導入するように勧告が行われました。これを受けて、諸外国では、多数の国々で実施や導入の検討が行われています。

日本では平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(いわゆるPRTR法)」が公布され、その中では対象として354の化学物質が指定されています。その後、平成13年4

月からは事業者による排出量・移動量の把握が開始され、その把握内容について翌年度に最初の報告が行われました。平成20年11月のPRTR法施行令の改正により対象となる化学物質は462物質となりました。

ウ.PRTRの届出

平成14年度から法律に基づくPRTRに関する本市への届出が行われており、令和元年度の届出(前年度の排出量・移動量を報告)は226件でした。それを集計した結果、環境への排出量が1,092トンで全国排出量の0.7%、事業所外への移動量が11,640トンで全国移動量の4.8%でした。

このうち、市内で最も排出量・移動量の多かった業種は、鉄鋼業でした。

◆排出量・移動量の上位5物質とその量

(t/年)

第一種指定化学物質	総合計 (排出量 移動量)
マンガン及びその化合物	5,012 (8 5,004)
クロム及び三価クロム化合物	4,842 (0 4,842)
トルエン	872 (529 343)
N,N-ジメチルホルムアミド	284 (0 284)
フェノール	187 (8 179)

※数字は総合計(排出量・移動量)の順

◆排出量・移動量の上位5業種とその量 (t/年)

業 種	総合計 (排出量 移動量)
鉄鋼業	9,996 (97 9,900)
化学工業	1,474 (104 1,370)
出版・印刷・同関連産業	335 (283 52)
金属製品製造業	331 (186 145)
窯業・土石製品製造業	114 (111 3)

2 .PCB 処理事業

ア.背景

ポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）は、安定性や絶縁性に優れ、かつて変圧器やコンデンサーの絶縁油などに使用されてきましたが、人体や環境に与える悪影響が判明し、昭和 47 年に製造が中止されました。その後も、適正に処理する施設がなく、30 年にわたる保管の間に紛失や漏出などが生じたケースもあり、PCB による環境汚染は、地球規模の問題となっています。

我が国でも「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定、広域拠点施設の整備に向けた「環境事業団法」の改正などが平成 13 年に行われ、PCB の適正処理にかかる制度が整えられました。

なお、環境事業団は平成 16 年 4 月 1 日に解散し、PCB 廃棄物処理事業に係る業務等は、「日本環境安全事業株式会社」により設立された日本環境安全事業株式会社へ継承されました。（平成 26 年 12 月 24 日に中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組）

イ.これまでの取組

本市は、平成 12 年 12 月、国から西日本 17 県を対象エリアとする PCB 処理施設の立地要請を受け、立地の可否についての検討に着手しました。

まず、専門家による「北九州市 PCB 処理安全性検討委員会」を設置し、安全性確保や情報公開などについて約半年にわたる検討を行うとともに 100 回を超える市民説明会を開催しました。

こうした取組を経て、安全性検討委員会の提言や寄せられた市民の意見、市議会での議論を踏まえ、PCB 処理施設立地にあたっての条件をとりまとめました。平成 13 年 10 月 11 日、この条件を国に提示したところ、国から「安全性確保には万全を期して、事業を実施する」など本市の条件を遵守する旨の回答があり、我が国初の広域的な PCB 処理施設の本市への立地が決定しました。

本市は、本事業において事業主体である日本環境安全事業株式会社（現・中間貯蔵・環境安全事業株式会社）を監視・指導する立場であり、着工に先立ち環境基本条例に

基づく環境保全協定を締結しました。

さらに、市民の安心感・信頼感のもと安全かつ適正に事業が行われるように、専門家・市民による「北九州市 PCB 処理監視委員会（現・北九州市 PCB 処理監視会議）」を平成 14 年 2 月に設置し、施設の計画、建設、操業の各段階を通して監視を行うこととしています（令和 2 年 3 月 31 日現在 43 回開催）。監視会議は、法的な権限は無いものの、施設への立入や書類の閲覧等を行い、必要に応じ市に意見を述べることであります。また、安全性検討委員会と同様に情報公開を進めており、その内容はホームページや PCB 処理だよりなどを通じて広く市民に周知しています。

処理施設は第 1 期と第 2 期に分けて整備され、平成 16 年 12 月より第 1 期施設において変圧器及びコンデンサー等の処理が開始されました。また、平成 21 年 7 月には第 2 期施設の操業が開始され、広域処理に向けて処理能力が増強されるとともに、新たに PCB 汚染物等の処理が可能となりました。

平成 24 年 1 月にはプラズマ溶融分解設備 2 号機が操業を開始しています。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の概要

事業主体	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
施設立地場所	北九州市若松区響町 1-62-24	
	第 1 期施設 H16.12 操業開始 H21.6 処理能力増強 H31.3 操業終了	第 2 期施設 H21.7 操業開始 H24.1 処理能力増強
①処理品目 ②処理方式 ③処理能力	①【変圧器】 【コンデンサー】 ② 脱塩素化分解法 ③ 1.0t/日 (PCB分解量)	①【コンデンサー】 ② 脱塩素化分解法 ③ 0.5t/日 (PCB分解量) ①【安定器及び汚染物等】 ・安定器 ・感圧複写紙 ・ウエス 等 ② プラズマ溶融分解法 ③ 10.4t/日 (安定器及び汚染物等量)

ウ.PCB 処理の拡大と処理期限の延長

平成 25 年 10 月、国から本市に対して、全国的な処理の遅れを背景に、北九州 PCB 廃棄物処理事業の処理の拡大と処理期限の延長に関する検討要請がありました。要請を受けた本市は、市民や議会の意見を幅広く聴いて慎重に対応すべく、70 回以上、延べ 1,800 人を超える市民に説明を行い意見を伺うとともに、本会議や委員会での議論を通じて議会の意見を聴きました。

本市は、市民・議会の意見や想いを真摯に受け止め、



①処理の安全性の確保、②期間内での確実な処理、③地域の理解、④取組の確実性の担保の4つの柱からなる全27項目の受入条件を取りまとめ、平成26年4月23日、市長から環境大臣に直接提示しました。環境大臣からは、処理の不安や地元の負担感がある中で、市民や議会の想いを集約したものとして重く受け止め、国の責任と覚悟との下、この条件を承諾し、万全を尽くして対応するとの回答がありました。本市は、こうした国の決意を受けて、要請を受け入れることとしました。

◆北九州PCB廃棄物処理事業の当初計画と見直し内容

	当初計画	見直し内容
処理対象物	中国・四国・九州・沖縄地域（岡山以西17県）に保管されている全ての高濃度PCB廃棄物	左記に加え、大阪・豊田・東京事業所で円滑な処理が困難な近畿・東海・南関東地域（14都府県）の変圧器（98台）、コンデンサー（6,925台）、安定器及び汚染物等（約4,000トン）
処理期限	平成26年度末まで	変圧器、コンデンサーは平成30年度末（計画どおり処理完了）、安定器及び汚染物等は令和3年度末まで

エ. 操業状況と今後の対応

第1期施設については、変圧器、コンデンサーの処理を平成31年3月に計画通り完了し操業を終了しました。現在、第2期施設において安定器及び汚染物等の処理を推進しています。

今後、本市としても、PCB廃棄物の安全かつ早期の処理を推進し、市民の安全安心と理解の確保に最善を尽くしていきます。

オ. 令和元年度PCB廃棄物処理施設及びその周辺の環境モニタリングについて

本市は、PCB廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、平成17年度より排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

測定結果は、全調査、全項目について、協定値に適合していました。

(ア) PCB廃棄物処理施設

a. 排出ガス

- PCB、ダイオキシン類、ベンゼン：いずれの排出口も協定値に適合していました。

	PCB (mg/m ³ N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	ベンゼン (mg/m ³ N)
測定結果	0.0000010未満～0.0000097	0～0.00041	0.98未満
試料採取日	令和元年5月13日～令和元年11月29日 令和元年10月11日～令和2年2月14日		
協定値 ^{※1}	0.005	0.08	45
測定回数 ^{※2} 及び測定地点	2回/年 排出口15カ所	2回/年 排出口15カ所	2回/年 排出口13カ所

※1 協定値：「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書（平成15年4月23日締結）」に基づく値

※2 換気系排気は1回/年

- SOx、NOx、HCl、ばいじん、水銀：いずれの排出口も協定値に適合していました。

	SOx (m ³ N/h)	NOx (ppm)	HCl (ppm)	ばいじん (g/m ³ N)	水銀 (μg/m ³ N)
測定結果	0.004	51～57	2～13	0.0070未満	1.8～12
試料採取日	令和元年5月29日、令和元年6月7日、 令和元年12月2日、令和元年12月20日				
協定値 ^{※1}	1.1	150	100	0.01	50
測定回数及び測定地点	2回/年 排出口2カ所（2G7-1、2G7-2）				

b. 公共下水道排水水

- PCB：排除基準に適合していました。

	PCB (mg/l)
年平均値	0.0005未満※
試料採取日	R1.7.25, R1.10.23, R2.1.15
排水基準値	0.003
測定回数（回/年）及び測定地点	3回/年 下水道入口
備考	※上下水道局下水道部水質管理課測定

c. 雨水排水

- PCB：排水基準に適合していました。
- ダイオキシン類：排水基準に適合していました。

	PCB (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)
測定結果	0.0005未満	2.1
試料採取日	R1.5.20	同左
排水基準値	0.003	10
測定地点	事業所内雨水ます	

(イ)周辺環境

a. 大気

- PCB：評価基準値*を下回っていました。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。
- ベンゼン：環境基準に適合していました。

	PCB (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	ベンゼン (mg/m ³)
年平均値	0.00000018	0.020	0.00081
環境基準値等	0.0005*	0.6	0.003
測定回数及び測定地点	4回/年 若松局	4回/年 若松局	12回/年 若松局
備考	※評価基準値「PCBを焼却処分する場合における排出ガス中のPCB暫定排出許容限界について（昭和47.12.22環境庁大気保全局長通知）」で示される環境中のPCB濃度		

b. 水質（周辺海域）

- PCB：何れの地点も環境基準に適合していました。
- ダイオキシン類：いずれの地点も環境基準に適合していました。

地点名	測定回数	PCB (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)
洞海湾 (D2)	2回/年	0.0005 未満	0.070
響灘 (H1)	2回/年	0.0005 未満	0.049
雨水洞海湾出口	1回/年	0.0005 未満	0.061
環境基準値		検出されないこと	1

※年2回測定項目は平均値を記載

c. 底質

- PCB：溶出試験の結果は、不検出でした。なお、環境基準は設定されていません。成分試験の結果は、PCBを含む底質の暫定除去基準以下でした。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。

検体名	採取日	PCB		採取日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g·dry)
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg·dry)		
洞海湾 (D2)	R1.8.22	0.0005未満	0.01 未満	R1.9.10	13
環境基準等			10 ^{※1}		150 ^{※2}
備考	※1：PCBを含む底質の暫定除去基準 (10mg/kg·dry) ※2：底質の環境基準値 (150pg-TEQ/g·dry)				

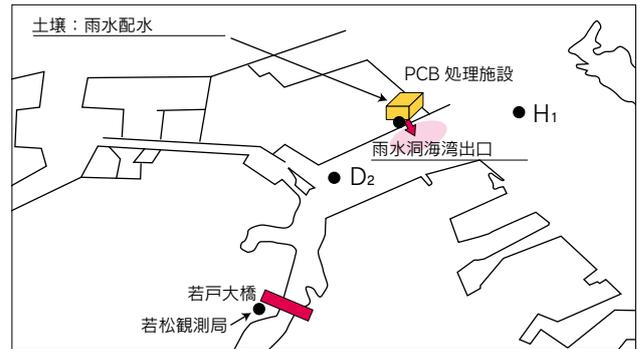
d. 土壌

- PCB：環境基準に適合していました。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。

地点名	試料採取日	PCB (溶出試験) (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g·dry)
雨水敷地出口付近	R1.5.21	0.0005 未満	0.32
環境基準値		検出されないこと	1000

今後とも、本市は、PCB 処理施設及びその周辺環境調査を実施し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して PCB が適切に処理されるように監視・指導を行います。

◆令和元年度 PCB 廃棄物処理施設及びその周辺環境モニタリング調査地点図





基本施策4 生物多様性の確保による自然循環

食料、水、木材、燃料などの供給、気候調整や水の浄化、自然災害の防護、あるいはレクリエーションや精神的な恩恵など、自然が人類にとって果たす機能（生態系サービス）は計り知れず、こうした生態系サービスを今後も持続可能な形で利用していくために、生物多様性を将来に亘って保全していくことが不可欠です。

本市は、産業都市でありながら地域固有の生態系を有する曽根干潟や平尾台などの豊かな自然環境に恵まれており、これまでも「北九州市自然環境保全基本計画」や「第1次・第2次北九州市生物多様性戦略」を策定し、「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し、自然と共生するまち～」を基本理念として、豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、新たな産業都市としての持続可能な発展が可能な都市づくりを目指してきました。

一方で、全国的には、「開発などの人間活動による危機」「自然に対する働きかけの縮小による危機」「人間により持ち込まれたものによる危機」「地球環境の変化による危機」といった生物多様性への4つの危機が指摘されています。

本市でも、新たな開発行為等による生態系の場や希少種が脅かされるケースが引き続き見られるとともに、里地里山の荒廃とそれに伴う鳥獣被害の深刻化、生態系のみならず市民の健康を脅かしかねない新たな外来種の侵入、気候変動による生態系への影響を踏まえた適応への対応など、新たな課題が次々と発生している状況です。

そのため、生態系サービスや生態系の場・種の保全、森里川海保全に向けた取組と、それを担う人財や自然環境データベースの構築などの取組を進めていく必要があります。

1. 自然環境の現況

(1) 地形

本市は九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで本州と相対しています。その広さは東西約33km、南北約34km、面積は約492km²で、福岡県の約10%を占めています。本市の大部分は、東部の企救山塊と中央部から南に延びる福智山塊などによって占められています。平野部は分散しており、臨海部低地には自然生成地は少なく、埋立地等の人工造成地が大半を占めています。

(2) 気象

本市は、瀬戸内海（周防灘）と日本海（響灘）に面して、その気候は瀬戸内海気候と日本海気候の中間的な傾向を示しています。年平均気温17℃程度、年間降水量1,800mm程度で地域により風向も異なりますが、一般的に冬季は西系の風が強く、春季から秋季にかけては南系の風が多く、夏は晴天も多いが湿度が高く蒸し暑い日が多くなります。

(3) 現況特性

ア. 植物と自然度

本市の植生はヤブツバキクラスの常緑広葉樹林に属し、自然植生はスダジイ群落、タブノキ群落、平尾台周辺のス

スキやネササ群落などが代表的です。照葉樹、広葉樹の自然林などはサンコウチョウ、オオルリ、キビタキ、シジュウカラなどの野鳥の生息地となっています。

イ. 陸水域生態系の概況

本市には、一級河川の遠賀川を含む261河川が流れています。貯水池は、紫川水系のます淵ダム、道原貯水池等のほか約540の農業用ため池があります。公共水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、著しく改善されました。

本市は淡水魚類相が大都市圏としては比較的豊富で、鳥類相もかつては大きなダメージをうけていましたが、現在では数多く観察されています。

ウ. 沿岸域生態系の概況

本市は周防灘、関門海峡、洞海湾、響灘に面していますが、海岸線の多くは、埋立地や港湾として整備され、企業の生産活動の場や港湾物流の場として利用されています。沿岸域水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、改善されました。代表的な沿岸域である曽根干潟では、シバナなどの塩沼地性植物やズグロカモメなどの野鳥およびカブトガニなどが生育しています。

2. 重要種の確認

本市が保有する昭和43年(1968年)からの自然環境関連資料、国、県が発行している自然環境情報(レッドデータブック等)、北九州市立自然史博物館等の各機関発行の情報等を中心に、本市に生息・生育する貴重生物種に関する127冊の文献データの収集・整理を行ったうえで、市民・市民団体、専門家に対する生息確認等のアンケート調査、さらに現地補足調査を行いデータの更新を図りました。

このデータから平成3年以降の情報を抽出したものが次の結果です。

分類	和名	種数
維管束植物	アギナシ、オキナグサ等	29
藻類	オトメフラスコモ、シャジクモ	2
ほ乳類	カヤネズミ、ニホンアナグマ等	5
鳥類	クロツラヘラサギ、ハヤブサ等	47
は虫類	アカウミガメ、タカチホヘビ等	6
両性類	カスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル等	7
淡水魚類	イシドジョウ、カゼトゲタナゴ等	21
昆虫類	アサカミキリ、クモガタヒョウモン等	10
甲殻・貝類等	カブトガニ、シオマネキ、ナカヤママイマイ等	55
計		182

3. 「曾根干潟保全・利用計画」の策定と実施

本市では、平成11年3月に「曾根干潟保全・利用計画」を策定し、「自然環境と人間活動の共生」を理念として、曾根干潟の環境に配慮しながら干潟を利用することとしました。また、干潟の保全及び状況の把握のため、平成7年度から曾根干潟の環境調査を実施しています。

保全に係る取り組みについては、次項「第2次生物多様性戦略」に継承しており、今後も、曾根干潟の環境の保全に努めるとともに、利用においては、干潟環境への配慮を求めています。

4. 第2次北九州市生物多様性戦略の推進

(1) 第2次北九州市生物多様性戦略の策定

本市では、平成17年9月に、政令市初の自然環境保全のための基本計画である「北九州市自然環境保全基本計画」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

平成20年6月には生物多様性基本法が制定され、都道府県、市町村においても、生物の多様性保全と持続可能な利用に関する基本的な実行計画を策定するよう努めることが規定されました。これを受け、平成22年11月に自然環境保全基本計画を改訂する形で「北九州市生物多様性戦略」を策定しました。

この戦略の期間が平成26年度に終了したことを受けて、生物多様性国家戦略で新たに盛り込まれた、生物多様性の恩恵である“生態系サービス”や“生物多様性の危機”などの新しい視点を盛り込んだ「第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)」を平成28年3月に策定しました。

(2) 戦略の推進

『都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し自然と共生するまち～』を基本理念として、次の5つの基本目標を掲げた。

- ①自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
 - ②地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
 - ③自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
 - ④人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じてできる状態の維持
 - ⑤自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用
- この5つの目標に沿って、60の基本施策に取り組む。

(3) 北九州市自然環境保全ネットワークの会(自然ネット)

第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)は、パートナーシップの考えのもと、市民、NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会(通称「自然ネット」)」意見を聴き、進行管理を行います。自然ネットは、平成18年5月20日に発足し、現在35のNPO・市民団体、149人の北九州市自然環境サポーター、10人の学識経験者、14の事業者の参加を得ています。

令和元年度は、著名人による講演会の開催等の「学習」、エコツアーの開催や応援等の「実践活動」など多岐にわたる活動に取り組みました。

今後も、自然ネットを母体として同戦略の推進を図ることとしています。

自然ネット総会 R1.5.18



自然講演会



団体活動紹介



5. 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

(1) 背景

本市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成17年6月に策定しました。

本構想は、現在緑が少なく広大な空間（約2,000ヘクタール）が広がる響灘埋立地に、市民・NPO、団体、事業者、市が連携して、自然の創成や自然とのふれあいの場の創出などを図ることとしています。

(2) 今までの取組と成果

具体的な取組として、市民や企業の協力を得て、石峰山から響灘安瀬緑地につながる緑の軸線（公園や道路沿線の緑地）を整備する「緑の回廊づくり」と同構想全体の中核的な事業として、拠点となる緑地を整備する「緑の拠点づくり」があります。

ア. 「緑の回廊づくり」

構想策定後、「緑の回廊づくり」を進めるため、市民、事業者、行政が協力して、どんぐりの種から苗木を育てる仕組み「響・どんぐり銀行」を組織して、数年後に苗木の提供が始まる仕組みづくりを行っています。

平成17年度に、地元若松区の赤崎小、小石小が参加して、どんぐり拾いと苗の育成を開始し、更に、地元の企業

7社やNPO1団体に協力してもらい、苗の育成も始まりました。

令和元年度は、地元小学校9校、8事業者、NPO等4団体の他、市民も参加し、活動の裾野が広がってきています。

そして、平成18年3月には、「緑の回廊づくり」の取組の一つとして、市民、NPO、団体、企業、市が協働して、国道495号沿道にシイ、カシ、クヌギなど苗の植栽を行う「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」が、九州電力（株）の創立50周年事業「九州ふるさとの森づくり」と併催で行われました。（5,000本）

植樹会は平成30年度までに14回開催され、127,500本を植樹しました。（令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。）



若松中央小学校によるどんぐりポットづくり（H27.3.5）



小石小学校から育苗協力企業への苗贈呈式（H19.3.1）

緑の回廊づくり



市民による植樹活動



森づくりの指標：安瀬の森



緑に囲まれた工場立地環境づくり



イメージ図



響灘ビオトープ

◆響・どんぐり銀行 令和元年度 育苗参加企業・団体（順不同）

九州電力 (株) 北九州支社
日本通運 (株) 北九州支店エコタウン事業所
グリーンパーク 活性化共同体
NPO 法人北九州ピオトープ・ネットワーク研究会
イオンモール八幡東
イオン若松ショッピングセンター
(株)ニシコン
玄海青年の家(玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体)
西日本家電リサイクル (株)
JM 活性コークス (株)
大日本印刷 (株) (黒崎)、(戸畑)
安川電機
八幡東警察署 少年補導員連絡会

イ.「緑の拠点づくり」

「緑の拠点づくり」では、平成 17 年度に緑地整備の基本計画を策定しました。さらに平成 24 年 10 月 6 日には「響灘ピオトープ」がオープンし、一般市民を対象に豊かな自然を見て触れて感じてもらうことができるようになりました。

(3) 今後の取組

今後は、本構想に基づきに 30 万本のどんぐり苗の植樹を目標に、響・どんぐり銀行と並行して植樹会を進めていきます。



鳥がさえずる緑の回廊 植樹会 (H31.3.23)

6. 環境首都 100 万本植樹プロジェクト

(1) 目的

「環境首都 100 万本植樹プロジェクト～(愛称) まちの森」は、環境モデル都市の第 1 号の取組として、平成 20 年 10 月 4 日、環境首都シンボルイベントである「エコスタイルタウン」で、記念となる 1 本目が市長から赤ちゃんに手渡され、スタートしました。

本プロジェクトでは、“みんなで植えれば 100 万本!” を合言葉に、市民・企業・NPO・行政などさまざまな主体が、市内各地に植樹を行っています。

プロジェクトの推進組織として、スタートと同時に、市民、企業、NPO、行政などからなる「みどりネット」(みんなでどこかで りよっかネットワーク) を併せて創設しました。



プロジェクトスタート時のイベント

(2) 成果

令和元年度(令和 2 年 3 月末時点)は、9,401 本が市内各地に植樹されました。



7. 自然環境保全活動支援事業

平成 18 年度から市民の自主的かつ継続的な活動を推進するため、市民団体等が行う自然環境保全活動やその啓発活動に対して活動費用の一部を助成しています。

令和元年度は 13 団体に助成を行いました。



8. 自然環境の保全と都市部の緑の創出

(1) 背景

本市は昭和38年に五市合併によって誕生し、その2年後に策定した市のマスタープランの中で、生活環境の改善を図るための公園緑地の整備に取り組みました。これに基づき、市内の風致地区を大幅に見直し、市内最大規模の都市公園「響灘緑地」の整備に着手しました。さらに、公害の克服と緑のまちへの転換を目指す「グリーン北九州プラン」(昭和47年策定)に基づき、自然の保護と活用を図りながら公園や街路樹を整備した結果、まちの緑の量が増え、市民の緑に対する意識が高まるなどの成果を得ることができました。21世紀に入り、社会環境が変化し、市民ニーズの多様化・高度化に対応して平成4年に「緑の基本計画」を策定し、特色ある緑の保全と緑化、体系的な公園の整備などに取り組んできました。

そして近年の急速な環境問題や超高齢少子化を受けて、平成24年2月に「緑の基本計画」を改訂し、新たな視点による緑のまちづくりを進めています。

(2) 北九州市「緑の基本計画」

「緑の基本計画」は、「環境首都を目指し」、「うるおいとにぎわいのある緑のまちづくり」を進めていく上で重要な役割を担う緑に関する基本的な考えをとりまとめたものです。

この計画は、「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」をテーマとして、「環境首都の魅力」「健康・生きがい」「安全」「協働」の4つの視点に基づき、計画の目標年次を令和2年と定めて、緑のまちづくりや公園づくりなどの施策を展開します。

テーマ

「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」

計画の4つの視点



◆計画の目標量

項目	目標量 (R2年度)	現在の状況 (R1年度末)	備考
市街地(市街化区域)の緑の担保	市街区域の9.5%	市街区域の8.4%	①+②+③+⑤ / (市街化区域面積) 20,435ha
特別緑地保全地区の指定 ①	100ha	83.3ha	
工場緑地及び工場等緑化協定 ②	400ha	373.0ha	
緑に親しむ公園や緑地の整備	1,660ha	1,471.5ha	③+④+⑤
	17.6㎡/人	15.7㎡/人	③+④+⑤ / (2.4.1推計人口) 935,432
都市公園面積 ③	1,245ha	1,181.3ha	一人あたりの公園面積12.63㎡
自然公園園地等や森林公園面積 ④	218ha	218.0ha	
港湾緑地面積 ⑤	197ha	72.2ha	
環境首都100万本植樹	80万本	72万本	
地域に役立つ公園づくりワークショップ	55地区	37地区	
市民協働による緑化や管理の箇所数	2,100箇所	2,065箇所	

(3) 緑の保全と活用

ア．風致地区の指定

風致地区指定の目的は、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和をはかり、快適な生活環境をつくることです。そのために制定された「北九州市風致地区条例」に基づき、指定区域内に建物を建てたり、土地の造成等を行う場合は許可を受ける必要があります。

◆北九州広域都市計画風致地区 (指定 昭和42年12月1日)

風致地区名	面積 (ha)	備考
和布刈風致地区	70.0	門司区
部崎風致地区	159.0	〃
庄司風致地区	31.0	〃
喜多久風致地区	173.8	〃
風師風致地区	1,130.7	〃
足立・戸ノ上風致地区	1,872.7	門司区、小倉北区、小倉南区
貫風致地区	2,086.7	小倉南区
徳吉風致地区	165.0	〃
皿倉風致地区	4,666.0	小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区
養福寺風致地区	39.6	八幡西区
大池風致地区	181.4	〃
金比羅風致地区	161.3	戸畑区、八幡東区、小倉北区
夜宮風致地区	11.5	戸畑区
北海岸風致地区	629.5	若松区
石峰山風致地区	1,492.5	〃
計 15箇所	12,870.7	

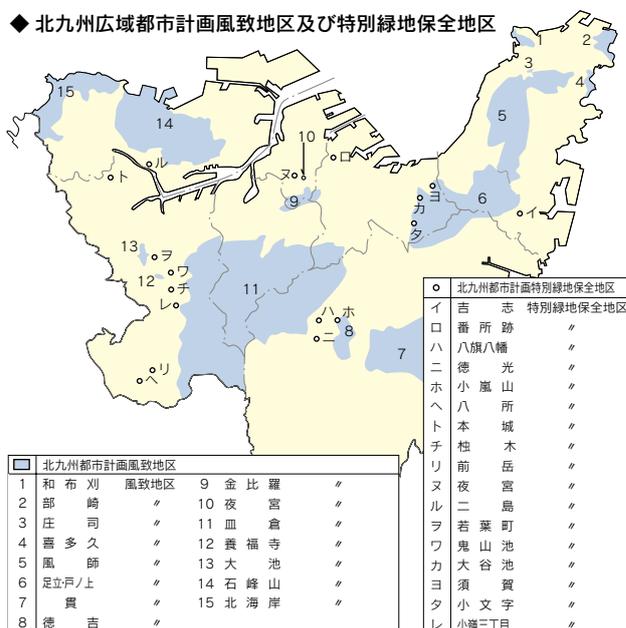
イ．特別緑地保全地区の指定

緑のネットワークを形成するうえで、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地については、特別緑地保全地区として指定し、現状のままの保全を行っています。

◆北九州広域都市計画特別緑地保全地区 (令和2年3月31日現在)

名称	面積 (ha)	指定年月日
八旗八幡特別緑地保全地区	1.7	昭和49.8.20
徳光特別緑地保全地区	0.2	昭和49.8.20
八所特別緑地保全地区	0.8	昭和49.8.20
夜宮特別緑地保全地区	1.3	昭和49.8.20
吉志特別緑地保全地区	1.5	昭和50.3.8
番所跡特別緑地保全地区	1.0	昭和50.3.8
本城特別緑地保全地区	41.0	昭和50.3.8
柵木(たぶのき)特別緑地保全地区	4.4	昭和50.3.8
前岳特別緑地保全地区	1.6	昭和50.3.8
小嵐山特別緑地保全地区	4.9	昭和52.10.13
二島特別緑地保全地区	5.0	昭和55.6.24
若葉町特別緑地保全地区	0.8	昭和55.6.24
鬼山池特別緑地保全地区	7.5	昭和55.6.24
大谷池特別緑地保全地区	1.6	昭和56.12.15
須賀特別緑地保全地区	2.2	昭和56.12.15
小文字特別緑地保全地区	2.1	昭和62.6.20
小嶺三丁目特別緑地保全地区	5.7	平成13.3.16
計 17箇所	83.3	

◆北九州広域都市計画風致地区及び特別緑地保全地区



ウ．自然公園

本市には、「自然公園法」及び「福岡県立自然公園条例」に基づき、瀬戸内海国立公園、北九州国定公園、玄海国定公園の一部、筑豊県立自然公園の一部があります。その総面積は8,953haで、市域面積の約18%を占めています。

◆北九州市域の自然公園面積 (令和2年3月31日現在)

公園名	地区	面積 (ha)	種別				
			特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
北九州国定公園 (昭和47.10.16区域指定 平成8.10.28区域変更)	風師・戸ノ上～足立山地区	781	—	—	—	781	—
	平尾台地区	979	320	140	458	61	—
	福知・皿倉地区	5,029	—	145	437	4,447	—
計		6,789	320	285	895	5,289	—
瀬戸内海国立公園 (昭和31.5.1区域指定) 昭和32.10.23区域変更 平成3.7.26区域変更)	和布刈地区	46	—	—	43	—	3
玄海国定公園 (昭和31.6.1区域指定) 平成2.2.13区域変更)	若松北海岸地区	54	—	—	53	—	1
筑豊県立自然公園 (昭和25.5.13区域指定) 平成8.5.17区域変更)	北九州市域内	2,064	—	—	—	—	2,064

(注) 海面を除く

a. 公園計画に基づく風致景観保護及び適正利用

国立・国定公園等の自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に指定されるものであり、保護計画と利用計画からなる公園計画に基づき、風致景観に支障を及ぼすような一定行為が禁止及び制限されています。

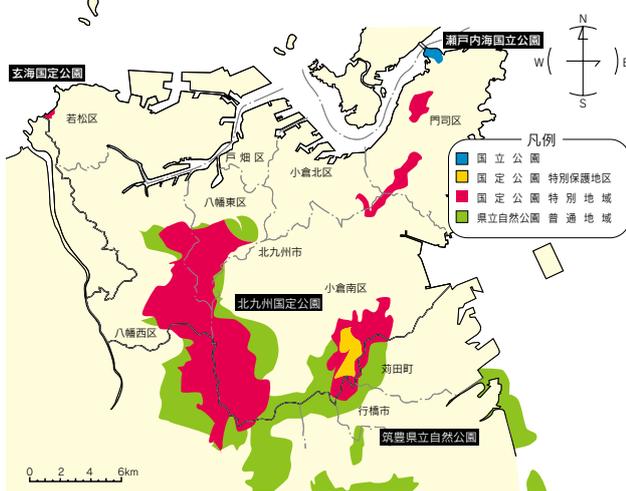


b. 平尾台地区の施設整備及び公有地化

平成2年8月策定の平尾台地区保護管理計画に基づき、平尾台全域の効果的な利用を図るため、駐車場や公衆トイレ、園地、園路等の整備を行ってきました。整備が進む中、平成12年5月に、平尾台の自然の保護や監視、平尾台の価値や魅力を最大限に活かした自然環境教育の普及等を目的として、県と市により、「平尾台自然観察センター」が整備されました。

また、県と市が協力して行っていた監視員制度も、この平尾台自然観察センターの業務として引き継がれ、平尾台の自然を守るための保護・監視が続けられています。

◆自然公園位置



平尾台自然の郷

平尾台の自然を生かした集客施設や地域振興のための施設「平尾台自然の郷」を平成15年4月に開園しました。「人と自然の共生」をテーマに、陶芸やそば打ちなどの体験教室や、地元で採れた食材を揃えた売店、芝生広場、遊具、キャンプ施設など、自然と親しみ、遊び、学べる施設です。また、平尾台の自然環境や文化を守り継承していく拠点施設としても、取り組んでいきます。



DATA

- 住所 / 北九州市小倉南区平尾台
- TEL/093-452-2715
- 入園料/無料
- 休園日 / 火曜日(祝日振替休日の場合翌日)、年末年始(12月29日~1月3日)
- 駐車料金/普通自動車300円
中型・大型自動車1,000円
- キャンプ施設料金/
日帰りオートキャンプ3,000円/区画
フリーキャンプ1,950円/区画
宿泊オートキャンプ4,500円/区画
フリーキャンプ3,000円/区画
- 日帰り 4月1日~3月31日
- 宿泊 4月下旬~11月上旬

工. 保存樹の指定

巨木・古木は、緑あふれる美しい都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。

また、このような巨木・古木は次世代にひきつぐ貴重な財産です。

そのため、本市では「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、保存すべき樹木を指定し、保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断等を行っています。

◆保存樹の数 (令和2年3月31日現在)

樹種名	クスノキ	イチヨウ	クロガネモチ	タブノキ
本数	53	49	9	12
樹種名	スダジイ	エノキ	その他	計
本数	9	6	44	182

(4) 緑のネットワークづくり

都市の緑は、ゆとりや安らぎといった心の豊かさを実感させてくれるとともに、気温の調節や街の美しさの演出等に役立っています。これら緑の多様な効果を用いて都市景観の向上と市街地の活性化をめざした緑のネットワークをつくります。緑のネットワークの具体的な構成は、公園、学校、官公庁施設、道路、河川等の公共用地を中心として行なうものとし、視覚的效果が期待される民有地の緑についても活用を図ります。

ア. 公共用地の緑化

市街地における緑の拠点となるように公園、街路、河川等の公共公益施設で緑化の充実を図っています。昭和47年度から現在までの累計で約500万本の植樹を行っています。

◆都市緑化事業の実績 (令和元年度末) (単位:本)

緑化種別	累計
公園緑化	1,688,041
街路緑化	2,620,558
公共施設等緑化	1,060,071
計	5,368,670

イ. 民有地の緑化

緑豊かで、美しい街づくりを進めていく中で市街地の大部分を占める民有地の緑化は重要です。本市では、「緑地協定」「工場等緑化協定」などの様々な施策を通して地域ぐるみの緑化を進めています。

(ア) 緑地協定

市街地の快適な住環境を確保するため、地域住民相互の合意によって締結された協定を認可し、住民自らの手で行う街の緑化活動を支援しています。

協定では区域、植栽樹木の種類、場所、垣、柵の構造等緑化に関する事項を取り決めており、令和2年3月31日現在、39地区179.8haの協定が成立しています。

(イ)工場等緑化協定

職場環境の向上及び地域住民の生活環境の保全を図るため、「北九州市工場等緑化推進要綱」に基づき、事業者と工場等緑化協定を結び、市内の工場等の緑化を推進しています。

また、中小企業については緑化のための費用の一部を助成しています。

ウ.花のまちづくり

近年、市民の価値観の多様化、高度化が進み、緑の量の豊かさだけでなく、地域の個性を生かした快適空間づくりへの要請が高まっています。そうした中で、潤いのある美しい都市景観づくりに「花」は、なくてはならない存在となっています。

平成5年度に策定した「北九州市花の総合計画」では、街の個性と美しさを演出する花づくりを効果的に推進するため、花に関する事業を総合的に体系化し、これまで花のまちづくりに取り組んできました。

現在は「緑の基本計画」（平成24年度改訂）にこの計画を盛り込み、彩りのある環境首都を目指し、今後もより一層、市民や企業と協働で花のまちづくりを推進します。

◆花のまちづくりの体系(3つのテーマ)と事業内容

（花を知り、花に親しもう） 花の普及活動	・花新聞の発行 ・花情報の発信（インターネットの利用） ・市の花ひまわりの普及
（花をいっぱい咲かせよう） 花づくりの実践	・花咲く街かどづくり事業 ・花と緑の車窓景観整備 ・花の名所づくり ・福祉施設と連携した花の街づくり事業
（花の輪を広げよう） 花づくりの活性化	・花と緑のまちづくりコンクールの開催 ・花咲く街かどづくり技術講習会の開催 ・うえるっちゃ!花壇 ・フラワーコーディネーター制度

(ア)花咲く街かどづくり事業

「花」を街かどに積極的に取り込むことによって、都市景観の向上とうるおいのある街づくりを進めることを目的とする花咲く街かどづくり事業は、次の方式よりなっています。

■市民花壇

花に関する市民ボランティア団体である「花咲く街かどづくり推進協議会」が、植付け及び管理する花壇で、一部助成制度があります。

■公共花壇

市の事業として道路、公園、駅前などに市が設置し、管理する花壇です。

■パートナー花壇

市が植付け場所を提供して企業・個人など協力者が植付け・管理する花壇です。

■スポンサー花壇

企業・団体から寄付をいただき、市が植付け・管理等をする花壇です。

■花壇サポーター

市が設置しているプランターに民間協力者が水やり・花がら摘みなど管理する花壇です。

◆令和元年度 花咲く街かどづくり事業

花壇の種類	団体数	参加人数	箇所数	植付面積(m ²)
市民花壇	566 団体	12,153 人	586	30,158
公共花壇	—	—	64	1,809
パートナー花壇	12 団体	—	12	332
スポンサー花壇	12社・団体	—	3	131
花壇サポーター	7団体	—	6	62 (基)

(イ)花と緑の車窓景観整備事業

花と緑の車窓景観整備は、まちの印象を形作る主な鉄道・道路などの車窓からの景観を花と緑で修景するものです。JR 鹿児島本線九州工大前駅前の桜等の実績があります。

エ.市民、企業、行政が一体となった緑化活動の推進

・北九州市水と緑の基金

都市緑化の推進と水辺環境の整備を図り、都市景観の向上と市民の緑化に対する関心を深めること等を目的として昭和61年10月に「北九州市水と緑の基金」を設置しています。

この運用益金をもとに、以下に示す水と緑と花のまちづくりを推進しています。

◆北九州市水と緑の基金の積立額

令和2年3月31日現在

令和元年度積立額	令和元年度取崩額	基金現在高	基金目標額
175,382円	96,645,400円	301,564,714円	500,000,000円

水と緑と花のまちづくり事業の内容

- ・基金の趣旨の普及、啓発活動（パンフレット類の作成等）
- ・都市緑化の推進に関する事業（緑化助成、花と緑の展示会、イベントの開催等）
- ・水辺環境の整備に関する事業
- ・自然保護に関する事業（自然観察教室の開催、樹木の維持保存等）
- ・環境形成に関する調査、研究活動

(5) 体系的な公園の整備

ア.各種公園の整備

令和元年度末の都市公園の整備状況は、総数 1,716 箇所、総面積 1,181.3ha で、市民一人当たりの公園面積は 12.63m² です。今後も施設内容の充実と新たな公園整備



を行っていきます。また港湾緑地の整備状況は総数 45 箇所、総面積は 72.2ha です。令和元年度末の公園・緑地の開設面積は下表のとおりです。

◆都市公園開設面積（令和元年度末）

種 類		開設面積累計 (ha)
都 市 公 園	街 区 公 園	206.8
	近 隣 公 園	115.0
	地 区 公 園	69.7
	総 合 公 園	70.2
	運 動 公 園	65.6
	特 殊 公 園	148.2
	緑 道・緑 地	114.1
	広 域 公 園	387.3
	そ の 他	4.4
	小 計	1,181.3
港 湾 緑 地		72.2
計		1,253.5

(注) 港湾緑地を算入した公園・緑地面積 12,535,365m² (一人当り 13.40m²) (県営公園を含む)

イ. 山田緑地の整備・「30 世紀の森づくり」

(ア)背景

山田緑地は、かつて弾薬庫として使用されていたため、現在に至るまで約半世紀にわたり一般の人たちの利用が制限されてきました。この豊かな自然が、市街地近くに残されていたことは、私たちにとって貴重な財産といえます。

(イ)これまでの取組と成果

この森を守り、育て、学びながら、遠い未来の人たちに自然保護の大切さを伝えるため、「30 世紀の森づくり」を基本テーマとして、整備計画を策定しました。計画では、この森を私たちとさまざまな生き物たちが共に生きることを考える場として、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域とに区域分けをしました。利用区域の一部は、平成 7 年 5 月に開園しました。

山田緑地では、四季を通じて森の中から鳥のさえずりが聞こえ、渡り鳥たちが羽を休める姿を観察することができます。

(ウ)今後の取組

山田緑地は、散策や自然観察等の利用だけでなく、自然環境教育の場として活用されています。特に、自然環境保全や教育活動において市民参加による活動が大きな役割を担っています。今後もより活発な活動の場とし、山田緑地を核としたネットワークを形成することにより、自然環境保全の輪を広げる必要があります。

ウ. 勝山公園の整備・「21 世紀の都心のオアシス空間」

(ア)背景

都心に豊かな緑が存在することで、身近な日常生活においてうるおいと安らぎのある環境が生みだされ、日々の暮らしを心地よくし、明るい活気ある都心空間が創出されます。

勝山公園は、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出と回遊性を高めるため、「21 世紀の都心のオアシス空間」をテーマとして、道路や河川、周辺の市街地と一体となった再整備を行いました。

(イ)これまでの取組

・「市役所南側エリア」

紫川と一体となった面積約 9,000 m²の大芝生広場や水上ステージの整備された紫川一帯では、様々なイベントや、大規模なフリーマーケットが開催され、市民の活動の場として有効活用されています。

この大芝生広場は災害時に避難地やヘリポートとしても利用され、都心の防災拠点としての機能をもっています。

・「中央図書館エリア」

イチヨウ並木の主軸園路と、既存の樹木を活かした木陰のある芝生広場は、ヒートアイランド現象の緩和を図っているばかりでなく周囲の図書館や文学館と相まって、木陰で読書や語らいができる、静かで文化の香り高い、市民の憩いの場となっています。

また、足にやさしいゴムチップ舗装の散策路は、膝にもやさしくウォーキング等にも最適で、その途中には高齢者も利用しやすい健康器具を設置しており、健康づくりの場として、多くの市民の皆さんに利用されています。

・「子どもの遊び場エリア」

昔からあるタコのすべり台やゾウやライオンなどの動物遊具に加え、クジラや海賊船、どんぶりタワー遊具など子ども達がワクワクするような遊びの工夫を盛り込んだ場所です。

見通しを確保しながら、既存樹木を活かした木陰のある小山やベビーベッドなど備えた多目的トイレもあり、親子連れでゆっくりと楽しめる場所となっています。

・「市民プール跡地」

先に完成した大芝生広場と一体となつてにぎわいを創出でき、また、木陰で憩いながら快適な時をすごせるように、芝生広場に高木を植栽するとともに、夏にうるおいや清涼感が感じられるよう、ミスト装置を備えています。

平成 22 年度には、イベントやボランティア活動等の促進や、エコへの取組を学べる場となるよう、太陽光発電など環境に配慮したグリーンエコハウスが完成しました。

(6) 課題と今後の取組

今後、北九州市「緑の基本計画」を推進するにあたり、整備費や維持管理のコスト縮減に努め、より効率よく実施する必要があります。そのためには、コストの抑制を図るとともに、市民参加による実施計画、整備、維持管理を推進する必要があります。市民参加を促すPR啓発活動に取り組みます。

9. 親しみのある河川の整備

(1) 環境に配慮した河川整備

ア. 背景

治水・利水に重点をおいた従来の河川整備に加えて“自然豊かな川づくり”が求められ、平成9年の河川法の改正により、環境への配慮は、付加価値的な位置付けから、河川の改修・管理における目的の一つとなりました。国土交通省では、河川の自然の営みを視野に入れ、地域特性にも配慮し、河川が本来有している良好な生物環境、並びに河川風景を保全・創出することを目的とした「多自然川づくり」を展開しています。

イ. これまでの取組と成果

本市でも、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりに取り組んでいます。このほか、洪水時に調節池等として利用される池を、市民が水とふれあえる場や、ピオトープとして整備し、水と緑のゆたかな水辺空間を創造しています。

ウ. 今後の取組

紫川では、下流部の「マイタウン・マイリバー整備事業」に続き、貫船橋から東谷川合流点までの8.3kmを、周辺環境と調和し、ふるさとと薫りあふれる川づくりを目指す「ふるさとの川整備事業」として福岡県と共同で構想を策定しました。(市施工区間は桜橋から東谷川合流点までの1.5km)この区間では、貴重な生物が数多く生息することが確認されており、生態系の保全、復元に配慮した河川整備を行っています。



徳吉東三丁目（亀年橋下流）

(2) 市民参加型の河川整備

ア. 背景

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくための方策として、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる、市民参加型の川づくりに取り組んでいます。

イ. これまでの成果と取組

紫川では、平成2年に「マイタウン・マイリバー整備事業」の認定を受け、河川や道路、公園、建築といった分野の垣根を越え、川を中心としたまちづくりを進めてきました。

板櫃川では、河川愛護活動が盛んであったため、平成元年度にラブリバーの認定を受け、市民の要望を整備計画に盛り込み、市民参加の川づくりを進めてきました。平成8年度には、八幡東区高見地区が「水辺の楽校（がっこう）」に登録され、住民、小学校などとの協議を重ね、平成11年、整備計画を策定し、平成19年7月に完成しました。この「水辺の楽校」をフィールドとして、地域が一体となった清掃活動や、環境学習の実施など、特色のある活動が行われています。

また、撥川は、平成7年度に「河川再生事業」に採択され、河川を都市空間の貴重な財産として再生するため、市民自ら計画づくりに参加する取組を行いました。具体的には、沿川住民で構成された「地域部会」、一般公募した「わかもの部会」、行政を横断的に組織した「行政部会」の3部会を設け、平成9年3月「撥川ルネッサンス計画・基本構想」をまとめました。平成18年度には、九州厚生年金病院跡地（文化・交流拠点地区）の上流から京良城池まで（延長2.1km）が完成し、平成24年度は、文化・交流拠点地区の河川改修が完了しました。

ウ. 今後の取組

紫川では、様々な団体が連携し、河川愛護活動の一層の充実を図れるよう、平成15年8月に「紫川流域会議」が発足しました。これら団体のネットワークを生かして、紫川の賑わいを創出し、自然を活かした川づくりに取り組んでいます。

板櫃川でも平成14年8月に、行政区を越えた「板櫃川・梶田川流域会議」が発足しました。板櫃川を軸とした市民団体や行政とのネットワークを構築し、川づくりを通じた地域づくりを進めているところです。また、「水辺の楽校」が、板櫃川流域の環境学習などの活動拠点となるように、地域と一体となって取り組んでいます。



(3) ほたるのふるさとづくり

ア. 背景

都市化に伴う河川の水質汚濁などにより、市内のホタルは一時期すっかり減少しましたが、公共下水道の普及や多自然型の河川整備等により河川の水質や生き物の生息場が回復し、もう一度ホタルを呼び戻そうと熱心に続けられたホタルの保護活動が実を結びつつあります。

イ. これまでの取組

本市では、人もホタルもすみ良い快適環境の実現と、ホタルをとおして地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、平成4年度から「ほたるのふるさとづくり」を展開し、小学校や地域、ホタル愛護団体等を対象に、ホタルを通じた環境学習を目的とした「ほたる出前講演」、ホタルの保護育成活動についての現地指導を行う「ホタルアドバイザーの派遣」、ホタル愛護団体の活動支援を目的とした「ホタル育成助成金の交付」などさまざまな事業を

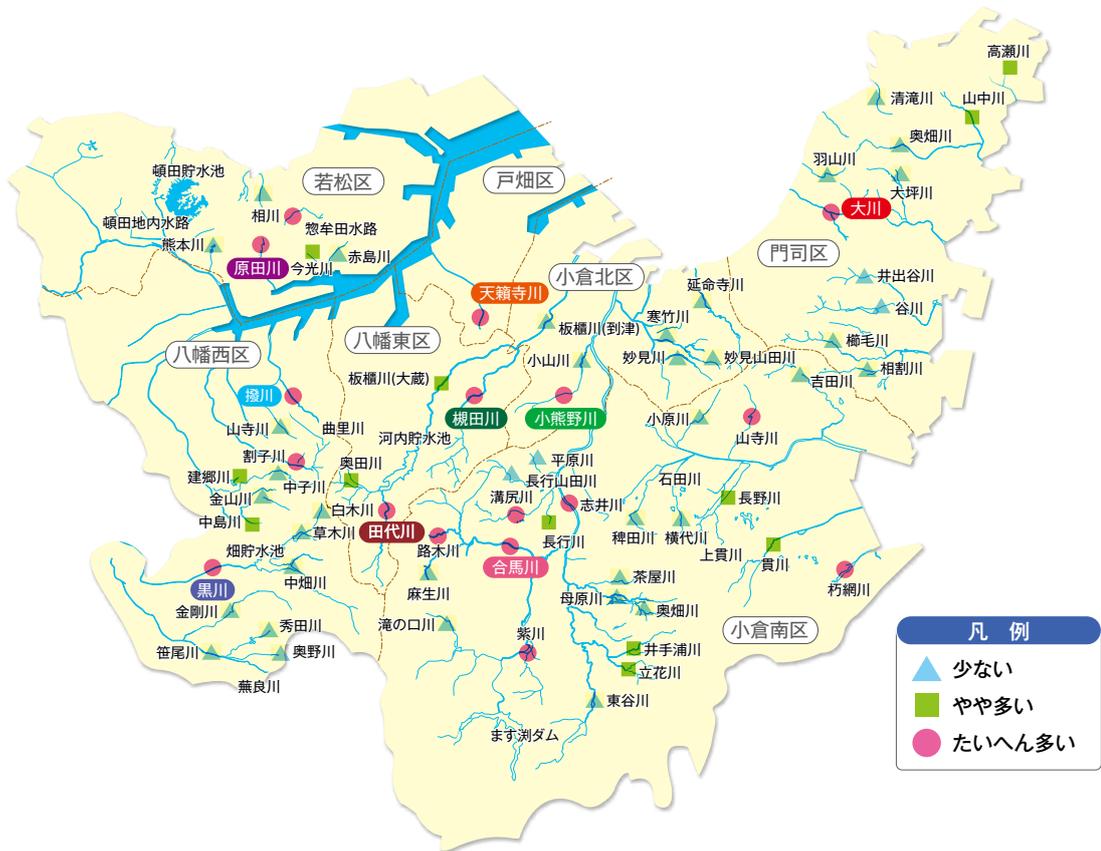
順次開始しました。

平成7年には、ホタル愛護団体の関係者が中心となり「北九州ほたるの会」が結成され、ホタル愛護団体相互の情報交換が行われるようになりました。

平成14年4月には、ホタル愛護団体等の市民活動の中心となり、ホタルをはじめとする水生生物や水辺環境に関する学習や情報交換の場として、「北九州市ほたる館」がオープンしました。北九州市ほたる館は、1年中昼間でも光るホタルの成虫を観察できる、全国でも珍しい施設です。また、自分でホタルを育てる「マイホタル制度」や、水辺環境全般について学ぶ「ほたると水辺の環境学習会」を開講するなど、ホタル保護活動を支援しています。さらに、平成25年10月には、市西部地区の拠点施設として「香月・黒川ほたる館」がオープンし、ホタル愛護団体の方々をはじめ、多くの市民の方にご利用いただいています。

また、毎年ホタルの飛翔時期に市民と行政が協力して、ホタルの飛翔調査を行っています。近年では、市内60以

◆北九州ほたるマップ



※このマップは2019年6月3日～6月7日の調査にもとづいたものです。

上の河川でホタルが生息していることが確認され、飛翔調査の結果は、「ほたるマップ」にまとめ、ホームページなどにも掲載しています。

このように、「ほたるのふるさとづくり」はホタルを通じて、水辺環境の改善につなげるだけでなく、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。

ウ. 今後の取組

本市は、ホタルを通じた河川生態系の保護保全活動をホタル愛護団体や地域の皆様と協力しながら進めています。

今後も「北九州市ほたる館」及び「香月・黒川ほたる館」を中心として、水辺における生物多様性を維持、改善するとともに、人間の生活と自然環境の共存を目指します。

10. 臨海部の整備

(1) 港湾緑地の整備

ア. 背景

港湾の環境整備については、港湾及び周辺地域の快適な環境を維持し、一般市民及び港湾地域就業者の利用に供するため、港湾環境整備施設として、臨港地区内に緑地を整備しています。

イ. これまでの取組

(ア) 港湾環境整備施設計画の策定

策定時期：平成 24 年 1 月の港湾計画改訂

目標年次：平成 30 年代前半

計画面積：197.4ha（平成 24.3.31 現在）

概要：成熟社会に向けて、豊かな水辺や緑の空間を暮らしの中に生かすとともに、人間的な触れ合いや心ゆたかで魅力ある文化をはぐくむ環境づくりが求められています。それらを踏まえて、港湾の良好な環境を形成するため、緑地を整備するものです。

【緑地の機能・目的】

(イ) 成果

港湾緑地の整備状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）は、下表のとおりです。

◆ 港湾緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日
門司	新門司 1 号緑地	4,000	H 3. 7.20
	今津公園緑地	10,200	H 3. 7.20
	新門司フェリーふ頭緑地	600	H 6.11. 1
	新門司東緑地	56,900	H22.5.29
	津村島緑地	58,100	H28.9.20
	太刀浦中央緑地	6,000	S56. 4. 4
	太刀浦 1 号緑地	5,000	S57. 7.20
	太刀浦 2 号緑地	1,000	S56. 8.21
	太刀浦 6 号緑地	1,800	S56. 8.21
	太刀浦 7 号緑地	7,400	S61.11. 4
	太刀浦 8 号緑地	8,300	H 4. 7.13
	太刀浦運動公園緑地	16,200	H 3. 1. 1
	太刀浦東公園緑地	6,600	H 5. 3.22
	旧門司遊歩道緑地	6,600	H17. 6.10
	西海岸 1 号緑地	3,300	H 3. 2.15
	西海岸 2 号緑地	7,100	H 3.10.18
	西海岸 3 号緑地	5,800	H 9.11.17
	西海岸親水緑地	2,400	H 6. 8. 1
	西海岸イベント広場	5,000	H15. 7.18
	北九州市旧門司税関緑地	1,900	H 7. 3.22
西海岸休憩所緑地	1,100	H17. 3.10	
旧大連航路上屋緑地	5,300	H25.7.19	
小倉	砂津緑地	6,100	H29.3.24
	日明東 1～5 号緑地	3,700	S49. 4. 1
	浅野臨海部防災 1 号緑地	4,700	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災 2 号緑地	3,200	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災 3 号緑地	3,700	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災 4 号緑地	2,000	H20. 9. 1
延命寺護岸遊歩道緑地	3,400	H23. 3.31	
洞海	八幡東田緑地	33,200	H 9.12. 9
	久岐の浜マリンコア緑地	2,400	H 9. 8. 6
	若松ふ頭 1 号緑地	5,100	H 9. 8. 6
	若松ふ頭 2 号緑地	1,600	H 9. 8. 6
	若松南海岸緑地	2,700	H 9. 8. 6
	響灘 1 号緑地	59,800	H 7. 1.13
	響灘 2 号緑地	144,500	H 9. 8. 6
	響灘 3 号緑地	66,000	H14. 3.28
	響灘 4 号緑地	53,500	H21.11. 1
	響灘 5 号緑地	77,000	R 1. 7.31
	響灘エコタウン緑地	7,600	H13. 6.28
	安瀬公園緑地	5,800	H10. 4.20
	戸畑親水緑地	3,400	H12. 7.11
	新川緑地	150	H19. 1. 1
松ヶ島緑地	500	H18. 4. 1	
響灘遊歩道緑地	11,900	H31. 2. 1	



響灘 2 号緑地

ウ. 今後の取組

港湾環境整備施設計画に位置づけた緑地については、社会の動向や市民の要請を考慮しながら、順次整備を行っていきます。

(2) 海岸緑地の整備**ア. 背景**

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な計画である「海岸保全基本計画」を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸づくりを目指しています。

イ. これまでの取組**(ア) 豊前豊後沿岸海岸保全基本計画の策定**

策定時期：平成 15 年 3 月（平成 28 年 3 月変更）

対象範囲：福岡県 3 市 3 町（北九州市・苅田町・行橋市・椎田町・豊前市・吉富町）
大分県 6 市 8 町 1 村〔策定当時〕

総延長：約 640km

概要：「ひとと自然の調和を図り、安全で美しく、いきいきした海岸へ」を基本理念に、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進しています。親水空間の創出など、様々な海岸に関するニーズを踏まえ、海浜公園などの緑地を整備するものです。

(イ) 成果

海岸緑地の整備状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）は、下表のとおりです。

◆ 海岸緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日	備考
門司	新門司海浜緑地	10,100	H16. 4. 1	緑地部分のみ供用
	大里海岸緑地	11,400	H19. 1.30	



大里海岸緑地

ウ. 今後の取組

計画に基づく個別事業の実施にあたっては、災害等からの安全性確保、周辺環境や利用への配慮の観点から、適切かつ効率的な整備手法を採用するとともに、様々なニーズに対応するため、関係機関、地域住民や海岸利用者などと一体となって事業を推進していきます。

(3) 新・海辺のマスタープラン～魅力ある海辺づくり計画～**ア. 計画策定の経緯**

水際線の市民利用の促進を目的として、平成 6 年に「市民に親しまれる水際線づくりマスタープラン」を策定し、平成 14 年にはそれを、「海辺のマスタープラン 2010」として改訂しました。

その後、本市の海辺が多くの人に利用され、親しまれるよう、目標とする海辺の将来像や取り組み方針を広く市民に示すため、平成 23 年に「新・海辺のマスタープラン」を策定し、平成 28 年には、市民意識や社会経済環境の変化などを踏まえて、計画の見直しを行いました。

イ. 計画の期間と対象地域

期間：平成 23 年度～令和 2 年度（2020 年度）

箇所：市内全域の水際線と近接する海域及び陸域の一带

対象者：市民だけでなく、広く国内外からの来訪者も含める

ウ. 海辺づくりのコンセプトと基本方針**○ 海辺づくりのコンセプト**

～海辺を舞台に 憩い・学び・遊ぶ！～
魅力ある海辺をめざして

○ 目標

利用できる海辺を増やす
親しまれる度合いを高める

○ 基本方針

- 方針 1 場の提供～訪れることのできる海辺を増やす
- 方針 2 機会の提供～訪れるきっかけをつくる
- 方針 3 情報の提供～もっと海を知ってもらう
- 方針 4 環境を守る～環境と共生する海辺をめざす



11. 里地里山の保全と利用

(1) 森林

ア. 背景

本市における森林面積は、18,598haで地域の約4割を占めています。この森林は、林業生産活動の場のみならず、水源のかん養や土砂流出の防備、また、市民の森林レクリエーションの場として利用されるなどの公益的な役割を果たしています。

◆森林の面積

単位：ha

地域面積	森林面積			森林比率
	国有林	民有林	計	
49,195	2,871	15,727	18,598	37.8%

資料：「遠賀川地域森林計画書（平成29.4.1）」
民有林面積は、地域森林計画対象森林。国有林面積は、林野庁所管面積。

イ. これまでの取組と成果

本市の森林を健全に育成するため、森林の保育や、林道などの整備を行っています。施策としては「市営林の育成」や「林道などの生産基盤の整備」、「荒廃森林の間伐等」「私有林の森林管理経費に対する助成」などがあります。

ウ. 課題と今後の取組

現在、北九州市の森林は、大半が50年生以上に達して

おり、木材生産・森林資源循環につながるような事業が求められるとともに、森林が持つ多様な公益的機能を発揮するためには適切な施業を実施することが不可欠です。

今後は林道・作業道等生産基盤の整備はもとより効率的な森林施業の実施に向けて、施業地の集約化・機械化などに取り組むとともに、継続的な森林施業を支える林業事業者の育成を図ります。

(2) 農地

ア. 背景

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的機能を持っています。

イ. これまでの取組と成果

都市計画等の土地利用との調整を図りながら農業上の利用を確保すべき土地として1,447haの農用地区域を指定し、農地の確保に努めています。

ウ. 課題と今後の取組

遊休農地の増加等により農地の多面的機能等が失われつつある地域もあるため、意欲ある農家への農地集積や市民が農業とふれあう場としての活用などを進めます。



12. 自然とのふれあいの推進

(1) 背景

北九州市環境基本条例には、「豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること」が定められています。この北九州市環境基本条例及び第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度－2024年度)に基づき、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、エコツアー(自然環境体感ツアー)を開催しています。

(2) これまでの取組と成果

エコツアー(自然環境体感ツアー)は、平成14年度から市民団体等との協働で実施しており、市内各地での自然とのふれあいの機会を設けています。

■カブトガニ産卵観察エコツアー

令和元年 7月21日(日) ※荒天のため中止

■響灘ピオトープエコツアー

令和2年 3月 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

■自然体感ツアー

令和元年 5月26日(日) 響灘ピオトープ

令和元年 8月24日(土) 門司区大積干潟、喜多久自然海浜

令和元年 11月17日(日) 平尾台

令和2年 2月 9日(日) 曽根干潟

■ガシャモク観察会

令和元年 7月21日(日) ※荒天のため中止



カブトガニの幼生を観察する参加者

(3) 課題と今後の取組

市民が本市の自然の豊かさを再発見できるような講座を実施していきます。

13. 地産地消の推進

(1) 目的

市内産農林水産物の消費拡大や生産者と消費者との顔の見える信頼関係づくりを目的として、「地産地消」を積極的に推進しています。

(2) 地産地消と環境との関わり

地産地消を進めることは、環境面でもよい影響があるといわれています。

市内産農林水産物の消費が増え、市内で健全な農林水産業が営まれることが、農地、山林や海を健全な状態で守っていくことにもつながります。

また、外国など遠方からの食料輸送には、CO₂の大量発生など環境への負荷がかかります。輸送する食料の重量と輸送距離をかけたものをフードマイレージといいますが、地産地消を進めることはフードマイレージの低減にもつながります。

(3) 主な取組

ア. 市内産農林水産物の消費宣伝

北九州市農林水産まつり等のイベント実施や「地元いちばん」ホームページなどを通じて、市内産農林水産物の消費宣伝を行っています。

イ. 学校給食への食材供給

北九州市学校給食協会、教育委員会、農業協同組合、青果卸売会社等と連携して、市内産の野菜等を学校給食で積極的に使用するよう取り組んでいます。

ウ. 「海の幸」「山の幸」を愛する地産地消サポーター

「地元いちばん」を合い言葉に生産者、消費者、飲食・販売店、加工製造業者による情報交換や交流を行うことで地産地消を進める取組を行っています。



北九州市農林水産まつり

